

**日高川町**  
**第2期子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年3月**  
**日高川町**



## ごあいさつ

日高川町では、これまで「日高川町次世代育成支援行動計画 前期計画・後期計画」、「日高川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してきました。

このたび、令和元年度末をもって「日高川町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となるにあたり、近年の社会潮流や町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「日高川町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、第1期計画の基本理念「～まちの子どもはみんなの子ども～ 子育て応援子!! ひだかがわ」を継承し、町の宝である子どもたちに対して、切れ目なく支援サービスが行き届き、成長を見守ることができる体制づくりを行うとともに、子育て家庭を社会全体で支援することができる環境整備をより一層促進する計画としています。

つきましては、町民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、計画推進に向けてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました「日高川町子ども・子育て会議」の皆様並びに「子ども・子育てに関するアンケート調査」にご協力いただきました町民の皆様には心からお礼申し上げます。



令和2年3月

日高川町長 久留米 啓史



# 目次

第1章 計画について.....	1
1. 計画策定の趣旨と背景.....	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象.....	4
第2章 本町の現状と課題.....	5
1. 統計からみる本町の現状.....	5
2. 前回計画の進捗状況.....	8
3. アンケート調査結果について.....	13
4. 第1期計画(前回計画)の振り返り.....	24
5. 課題のまとめ.....	29
第3章 本計画の方向性.....	31
1. 本計画の基本理念.....	31
2. 本計画の基本目標.....	32
3. 施策体系.....	33
第4章 施策の展開.....	34
基本目標1 子育て支援体制の充実と質の確保.....	34
基本目標2 母子の健康を守る切れ目のない支援体制の充実(母子保健計画).....	37
基本目標3 みんなで子どもを見守り、支え合う地域社会の構築.....	41
基本目標4 安全で安心して子育てができる環境の整備.....	45
基本目標5 特別な支援が必要な子どもへの支援体制の充実.....	47
第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと提供体制.....	49
1. 教育・保育提供区域.....	49
2. 幼児教育・保育の量の見込み.....	49
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	51
4. 母子保健計画に基づく指標設定.....	58
第6章 計画の推進体制と評価・検証等.....	61
1. 計画の推進体制.....	61
2. 情報提供・周知.....	61
3. 計画の評価・検証.....	61
巻末資料.....	62
1. 日高川町子ども・子育て会議条例.....	62
2. 日高川町子ども・子育て会議委員名簿.....	63



# 第1章 計画について

## 1. 計画策定の趣旨と背景

### (1) 計画策定の趣旨

国においては、平成24年に制定された認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を図るため、総合的な取組を進めてきました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

また、共働き家庭や多様化する働き方に対応した子育て支援が求められるなど、子ども・子育てにかかる環境はめまぐるしく変化しており、これに対して、平成29年に策定された「子育て安心プラン」や平成30年に公表された「新・放課後子ども総合プラン」において、女性の就業率80%に対応した幼児期及び学童期の保育を充実させるため、より一層の保育施設の充実と保育人材の確保が求められています。

さらに、近年深刻な社会問題となっている児童虐待防止に向けて、平成29年に施行された「改正児童福祉法」により、児童は適切な教育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることが明確化されました。子どもの権利が正しく守られるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、自治体、児童相談所、里親等が連携して児童虐待防止や早期発見、適切な対応が行えるよう、体制の整備が推進されています。

日高川町(以下「本町」という)は、「日高川町次世代育成支援後期行動計画」の一部を継承する形で、平成27年3月において、「日高川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「～まちの子どもはみんなの子ども～子育て応援!!ひだかがわ」を基本理念として、子育てにかかる各種支援や教育・保育サービス、地域子ども子育て支援事業における「量」の確保と「質」の向上に取り組んできました。しかしながら、本町においても、教育・保育のニーズの多様化等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しています。

「子ども・子育て関連3法」とは・・・

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をまとめて、このようにいいます。

## (2) 策定にあたっての政策動向

---

前回計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

### 幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針 2017(骨太の方針 2017)」において実施が提言されており、その後、平成 30 年 12 月の関係閣僚会合において「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」が示され、令和元年 10 月 1 日から実施されました。

### 保育施設の充実と保育人材の確保

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 4 年度末までに実施することとされ、同年 12 月の「新しい経済政策パッケージ」において令和 2 年度末までに前倒して実施されることとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の改正(平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行)が行われました。

### 放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

平成 30 年好評の「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の教室を全国で 1 万か所以上設置すること、新規開設する教室については、その 80%以上で小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

### 児童虐待の発生予防と対策の強化

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置が講じられることとなりました。

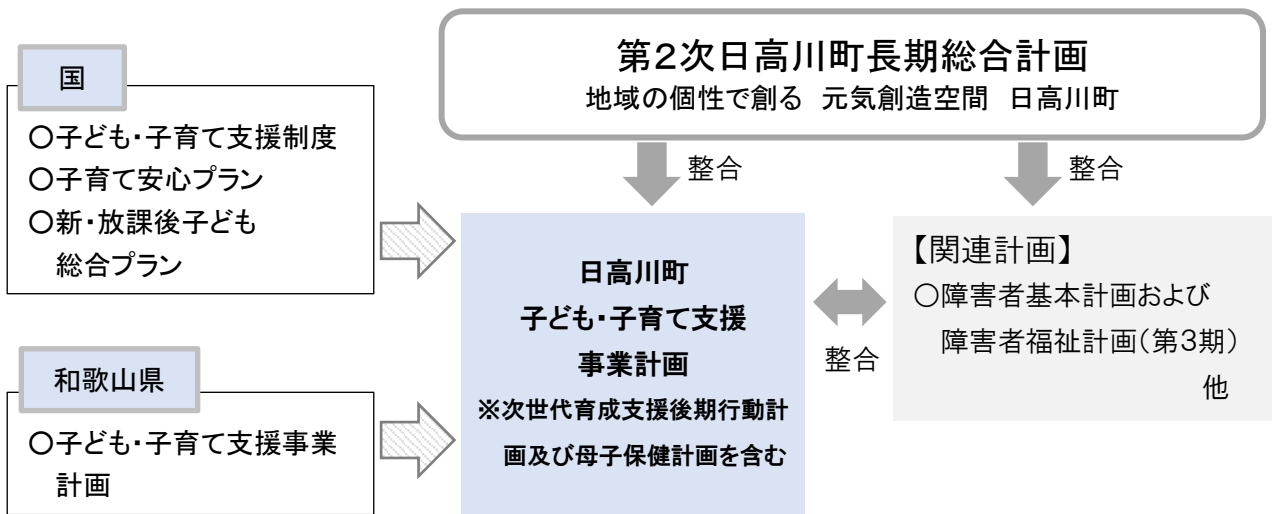


## 2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。第1期計画を継承するにあたり、次世代育成支援行動計画を包含し、一体的に策定しています。

また、平成30年9月には、文部科学省の通知に基づき、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえるとともに、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けて「都道府県等及び市町村における母子保健事業指針」に基づく「母子保健計画」についても一体的に策定します。

### ■他の計画との関連性



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
日高川町子ども・子育て支援事業計画(前回計画)					日高川町第2期子ども・子育て支援事業計画				

### 4. 計画の対象

本計画の対象は、本町に在住する妊婦や子ども・子育て支援法が対象とする子どもとその家庭を対象とし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせることとします。

#### 【参考】子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業：保育所及び幼稚園等の教育・保育給付等に関する事業と放課後児童クラブをはじめとする、子育て支援に関する事業のことをいいます。

## 第2章 本町の現状と課題

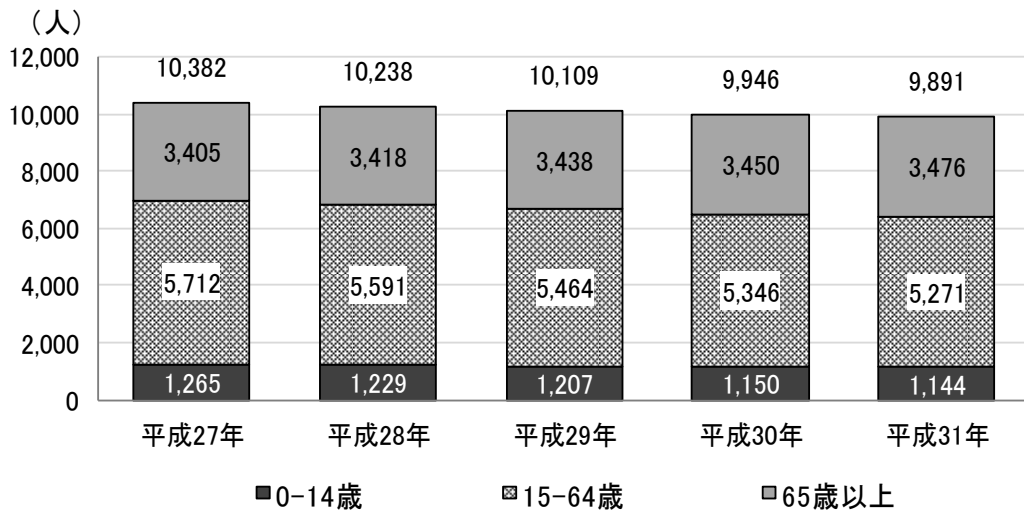
### 1. 統計からみる本町の現状

#### (1) 人口構造の推移

本町の人口は減少を続け、平成30年3月末に10,000人を切り、同年9,946人となっています。「0-14歳」の年少人口は、平成27年3月末の1,265人から平成31年3月末にかけて、1,144人と推移し、121人の減少となっています。

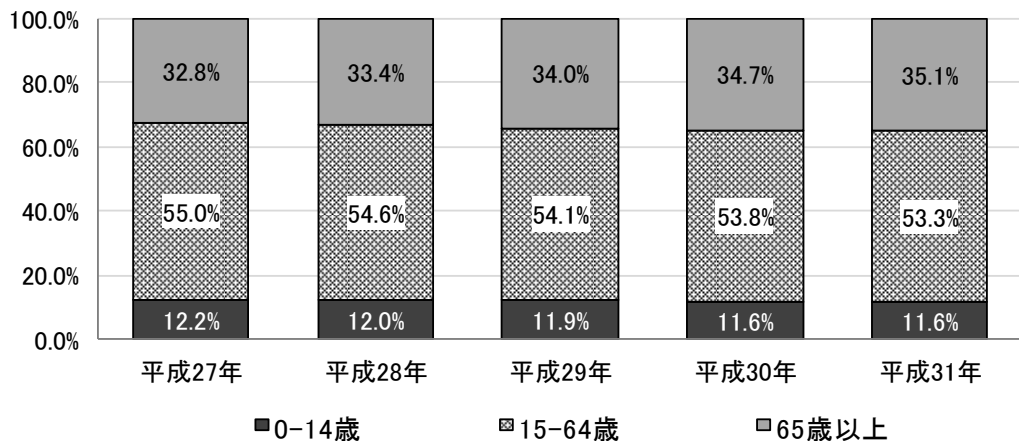
また、世代別の人口構成比は、「0-14歳」で平成27年の12.2%から平成31年には11.6%と0.6ポイントの減少となっています。一方、「65歳以上」では、平成27年の32.8%から平成31年には35.1%と2.3ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

#### ■ 総人口と年齢3区分の人口内訳



資料:住民基本台帳(各年3月末)

#### ■ 年齢3区分の人口構成比



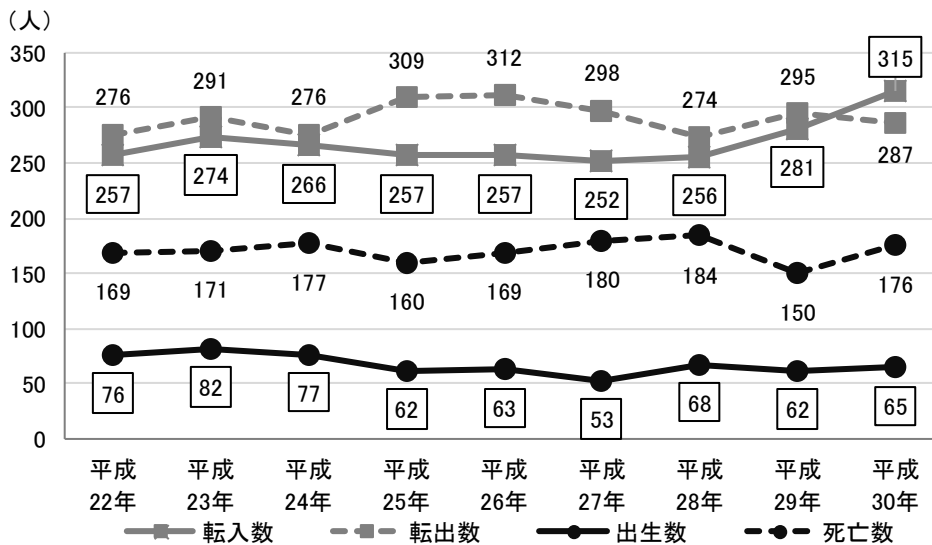
資料:住民基本台帳(各年3月末)

## (2) 人口動態

本町の社会動態(転入数・転出数)は、平成22年から平成29年にかけて転出超過の状態が続いていましたが、平成30年に転入超過に転じました。自然動態(出生数・死亡数)は平成22年より自然減の状態が続いています。

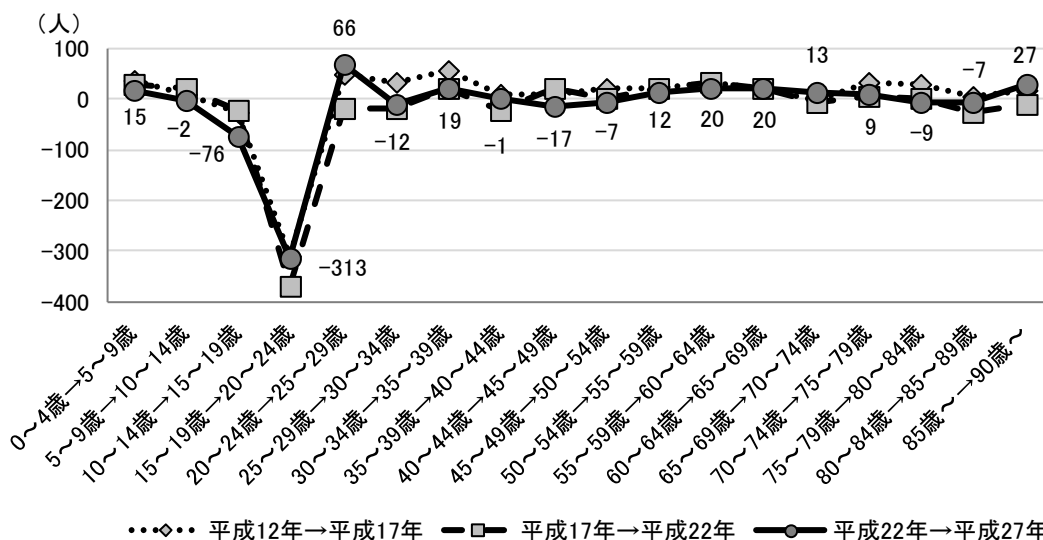
また、社会動態について、国勢調査の年齢階級別純移動数の推移では、いずれの調査期間を比較しても大きな変化はみられず、「15～19歳→20～24歳」で大幅な転出超過の傾向がみられます。

### ■ 転入数・転出数の推移と出生数・死亡数の推移



資料: 住民基本台帳人口移動報告

### ■ 年齢階級別純移動数の推移



※グラフ中の数字は「平成22年→平成27年」のみを記載

資料: 国勢調査

### (3) 女性の就業率

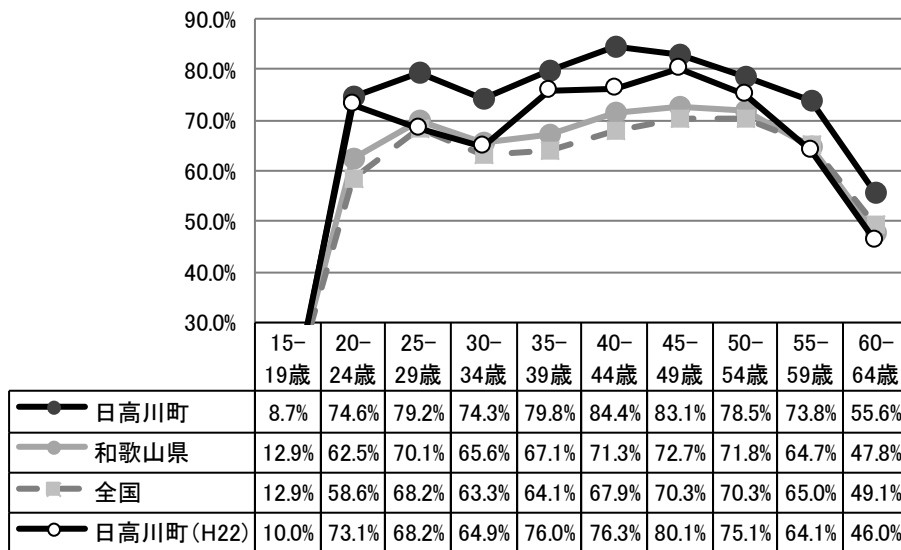
年齢5歳階級別の女性の就業率について、20歳以上のすべての年代において国や県と比較しても高い水準となっています。

国における子育て安心プランでは、子育て世代である25-44歳の女性就業率の目標数値を80%と設定しています。本町の25-44歳の女性就業率は、80.1%となっており、国の目標を達成しています。

年代別について、20歳以上の女性就業率は「30-34歳」で74.3%と最も低くなりますが、「35-39歳」で79.8%となっており、子育てによる離職は一時的なものであることがうかがえます。

また、平成27年と平成22年の本町の国勢調査を比較すると、25-44歳での低下が緩やかになっていることがうかがえます。

#### ■女性の就業率



資料：国勢調査(平成27年)

#### ■25-44歳の女性の就業率

	日高川町	和歌山県	全国
25-44歳の女性人口	920人	106,753人	15,690,181人
25-45歳女性の就業者数	737人	73,348人	10,344,404人
25-44歳女性の就業率	80.1%	68.7%	65.9%

## 2. 前回計画の進捗状況

### (1) 教育・保育の提供状況

教育・保育の提供状況は、1号認定の児童が入所する幼稚園及び認定こども園の幼稚園型は本町にはありませんが、利用希望者には近隣市町の施設での広域入所で対応しています。

2号認定は平成27年度の240人をピークに減少を続けています。平成29年度までは見込量を超える人数でしたが、定員数に満たない児童数での推移となっています。平成30年度では、見込量を下回り、令和元年度はほぼ見込量どおりの児童数となっています。

3号認定は、概ね見込量どおりの水準で推移しています。いずれの年も、定員に満たない児童数で推移しています。

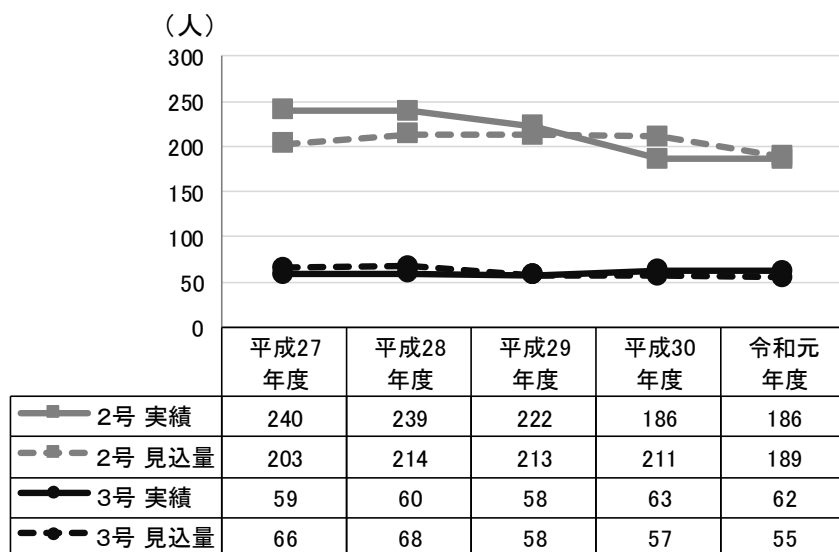
単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
実績	A 1号 : 3~5歳 (幼稚園・認定こども園の児童数)	0	0	0	0	1	
	B 2号 : 3~5歳 (保育所・認定こども園の児童数)	240	239	222	186	186	
	C 3号 : 0~2歳 (0~2歳の保育所・認定こども園の児童数)	59	60	58	63	62	
確保の内容	1号	X 合計(定員)					
		X-A					
		充足率(A÷X)					
	2号	Y 合計(定員)	331	331	331	301	295
		Y-B	91	92	109	115	109
		充足率(B÷Y)	72.5%	72.2%	67.1%	61.8%	63.1%
	3号	Z 合計(定員)	76	76	76	76	82
		Z-C	17	16	18	13	20
		充足率(C÷Z)	77.6%	78.9%	76.3%	82.9%	75.6%

資料：日高川町(各年度5月1日時点)

※令和元年度は12月時点

#### ■見込量と実績の比較



(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 延長保育事業

延長保育事業は、早朝と夕方の延長保育を実施しており、見込量に対して多くの利用登録がありました。保育ニーズの増加に伴い、本事業の利用登録者数が増加しています。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	87	85	84	82
実績 ②	198	194	192	172
差(①-②)	-111	-109	-108	-90

資料：日高川町住民課  
※実績値は利用登録者数

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、本町では学童クラブとして実施しており、「かわべ西学童クラブ」「なかつ学童クラブ」「みやま学童クラブ」の3か所で実施しています。

低学年において見込量を大きく上回る利用がありました。高学年は概ね見込量どおりの利用状況となっています。

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込量 ①	低学年	41	42	42	43	45
	高学年	30	30	29	26	26
実績 ②	低学年	58	76	77	79	81
	高学年	28	37	28	21	27
差(①-②)	低学年	-17	-34	-35	-36	-36
	高学年	2	-7	1	5	-1

資料：日高川町住民課

### ③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、前回計画策定の際に利用がなかったため、見込んでいませんでしたが、平成29年度に7人日の利用がありました。

なお、県内2施設と委託契約を行っており、利用希望者が利用できる体制を整えています。

単位:人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	0	0	0	0
実績 ②	0	0	7	0
差(①-②)	0	0	-7	0

資料:日高川町住民課

### ④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、年々利用者が増えています。平成27年度の「かわべ地域子育て支援センター」の増設により、平成28年度以降の利用は見込量を大きく上回る利用状況となっています。

単位:人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	2,496	2,232	2,196	2,136
実績 ②	2,845	4,562	6,748	6,021
差(①-②)	-349	-2,330	-4,552	-3,885

資料:日高川町住民課

### ⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、民間の託児所「さくらんぼ」にて実施しており、平成27年度は見込量を上回る利用がみられましたが、平成28年度以降は見込量の範囲内で推移しています。

単位:人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	91	89	88	86
実績 ②	98	56	30	30
差(①-②)	-7	33	58	56

資料:日高川町住民課



## ⑥ 病児保育事業

病児保育事業の利用者は、各年度において増減がみられます。

広域連携協定により、利用希望者が利用できる体制を整えています。

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	80	78	77	76
実績 ②	55	80	135	69
差(①-②)	25	-2	-58	7

資料：日高川町住民課

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、前回計画策定時には整備段階にありましたが、現在は広域連携協定により、利用希望者が利用できる体制を整えています。

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	0	0	0	0
実績 ②	0	0	0	37
差(①-②)	0	0	0	-37

資料：日高川町住民課

## ⑧ 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、概ね見込量と同程度の実績となっています。

平成30年度より保健福祉課に子育て世代包括支援センターが設置されたことで、妊娠期からの切れ目のない支援を行える体制が整っています。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	64	64	63	61
実績 ②	72	64	69	67
差(①-②)	-8	0	-6	-6

資料：日高川町保健福祉課

### ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、概ね見込量どおりの実績となっていますが、平成 29 年度は見込量よりも少ない件数となっています。

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	69	68	67	65
実績 ②	60	69	50	64
差(①-②)	9	-1	17	1

実績: 日高川町保健福祉課

### ⑩ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、前回計画策定の際に利用実績がなかったため、見込量は0としていましたが、平成 30 年度に2件の利用がありました。

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	0	0	0	0
実績 ②	0	0	0	2
差(①-②)	0	0	0	-2

資料: 日高川町保健福祉課

### ⑪ 利用者支援事業

利用者支援事業は平成 30 年度に保健福祉課内において事業を開始しました。

単位:か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量 ①	0	0	0	0
実績 ②	0	0	0	1

資料: 日高川町保健福祉課

※平成 30 年度の相談件数の実績は 269 件。令和元年度の相談件数見込みは 350 件

### 3. アンケート調査結果について

#### (1) 調査の目的

本計画の策定にかかる基礎資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、子育てに関する要望・意見等を把握することを目的として、住民意向調査(アンケート調査)を実施しました。

#### (2) 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：日高川町内全域
- 調査対象者：日高川町在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者(就学前児童調査)  
日高川町在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者(小学生児童調査)
- 抽出方法：日高川町在住の対象世帯について全世帯調査
- 調査期間：平成31年2月6日(水)から2月22日(金)
- 調査方法：学校や保育所等を通じた配布・回収  
在宅児等は郵送配布・郵送回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	316件	193件	61.1%
小学生児童	351件	197件	56.1%
合計	667件	390件	58.5%

#### (参考) 前回調査(平成25年度調査)

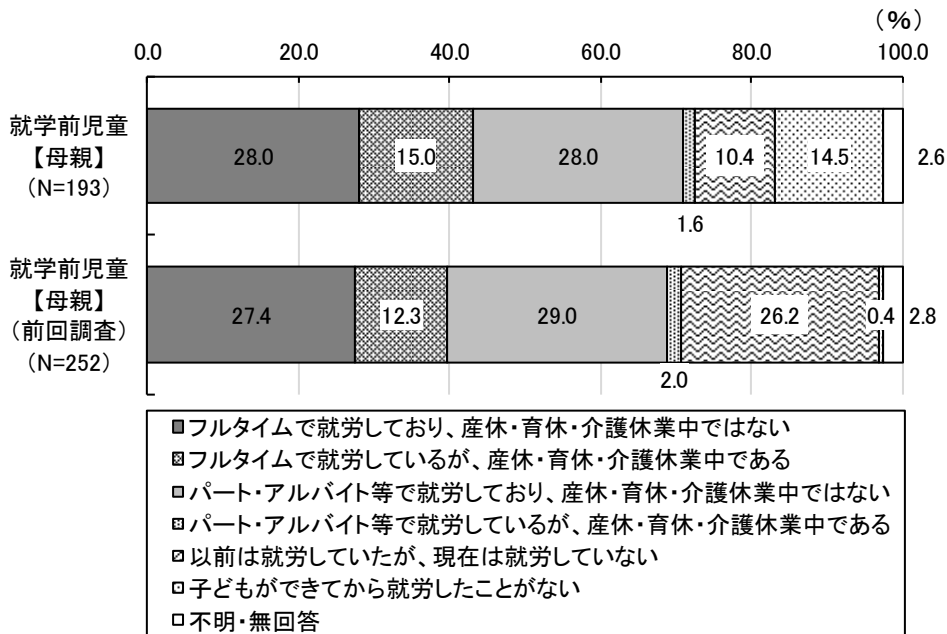
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	559件	252件	45.1%
小学生児童	512件	286件	55.9%
合計	1,071件	538件	50.2%

(3) 調査結果の概要

◆家庭における子育て環境

① 就労の変化に合わせた保育ニーズの変化への対応

○就学前児童の母親の就労状況について、前回調査と比較して、「フルタイム就労」の割合は、39.7%から43.0%と推移し、3.3ポイント高くなっています。一方、「就労していない」の割合は、26.6%から24.9%と推移し、1.7ポイント低くなっています。

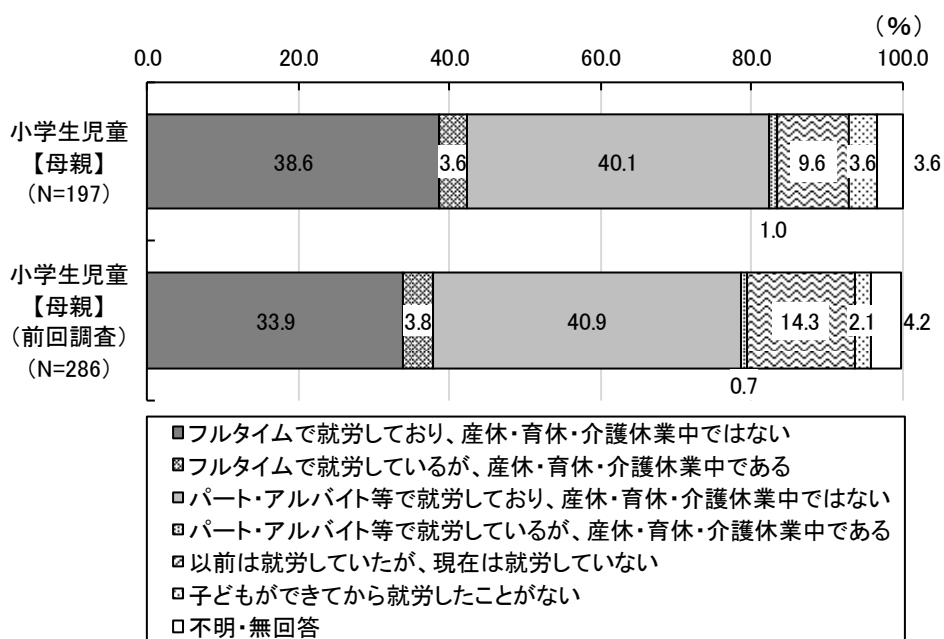


※フルタイム就労:「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の合計

※就労していない:「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「子どもができてから就労したことがない」の合計

○小学生児童の母親についても同様に、「フルタイム就労」の割合は、37.7%から 42.2%と推移し、4.5 ポイント高くなっています。一方、「就労していない」の割合は、16.4%から 13.2%と推移し、3.2 ポイント低くなっています。

○就労している母親の増加率は、就学前児童の母親より小学生児童の母親の方が高く、学童クラブをはじめとする子どもの居場所についてのニーズが高まっていることがうかがえます。



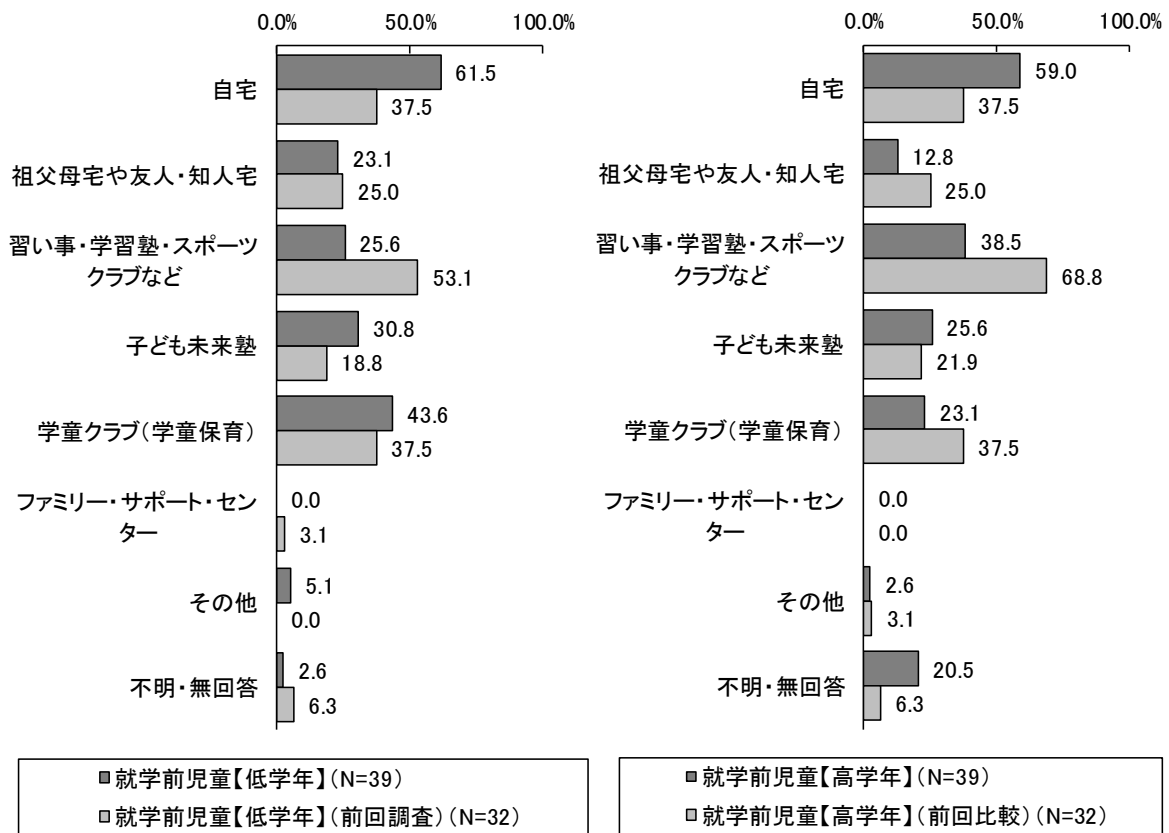
◆就学前児童が希望する小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳児限定）

② 希望する放課後の過ごし方を送ることができる環境の整備

○就学前児童(5歳児)の小学校就学後の過ごし方について、低学年では「自宅」の割合が 61.5%と最も高くなっており、前回調査では「習い事・学習塾・スポーツクラブなど」が 53.1%と最も高かったことに対して、大きな変化がみられます。

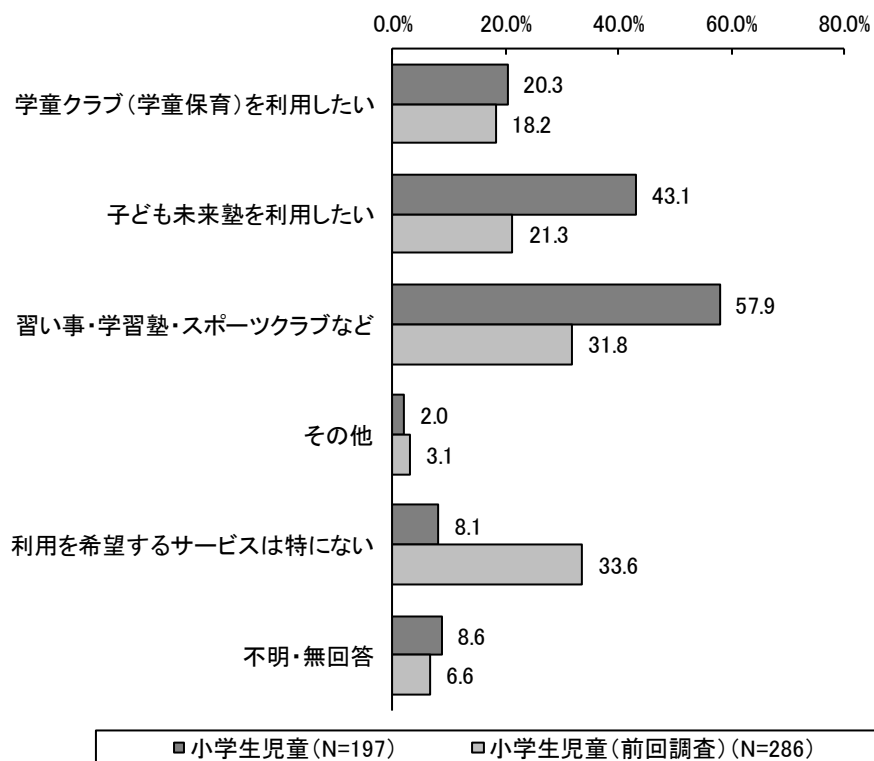
また、「子ども未来塾」や「学童クラブ(学童保育)」の割合はそれぞれ前回調査よりも高い割合となっています。

○高学年でも、「自宅」が最も高く、「子ども未来塾」が前回調査よりも高い割合となっていますが、「学童クラブ(学童保育)」の割合は 37.5%から 23.1%と推移し、14.4ポイント低くなっています。



### ◆小学生児童の4年生以降の希望する放課後の過ごし方について（小学生限定）

○小学生児童の4年生以降の希望する放課後の過ごし方について、「習い事・学習塾・スポーツクラブなど」と「子ども未来塾を利用したい」が前回調査と比較しておよそ2倍の割合となっています。



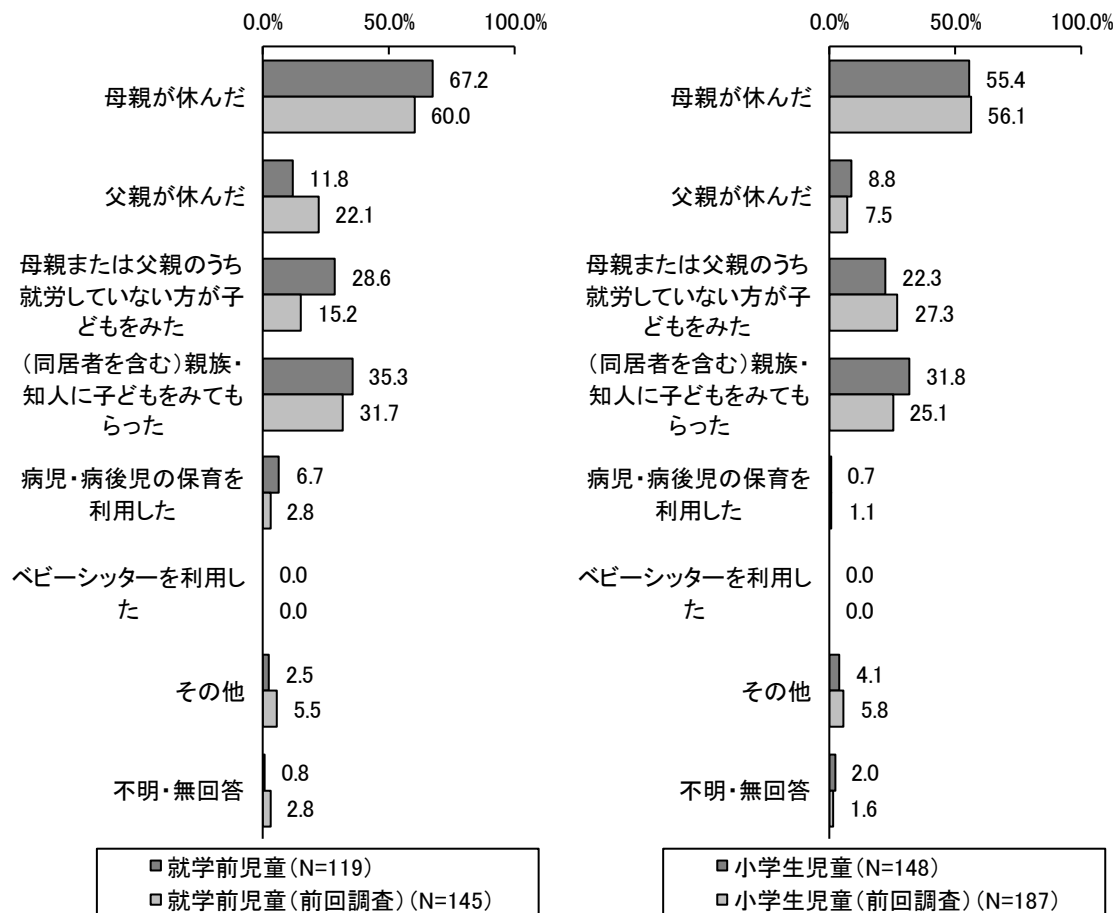
## ◆病気の際の対応について

### ③ お子さんが病気の際の対応の変化と支援のあり方の検討

○就学前児童では、病気やけがで保育所等を休んだ際の対応について、前回調査時でも「母親が休んだ」が最も高くなっています。一方「母親または父親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が、15.2%から28.6%と推移し、13.4ポイント増加しています。

○小学生児童では、「母親または父親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合は減少していますが、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が25.1%から31.8%と推移し、6.7ポイント増加しています。

母親の就労が進むとともに育児休業を取得しやすい環境や親族・知人にみてもらうなどの周囲の協力を得ながら子育てができていることがうかがえます。





## ◆不定期的に利用するサービスの利用目的と望ましい事業形態

### ④ ファミリー・サポート・センターの活用の推進

○不定期のサービスの利用目的として、就学前児童では「私用、リフレッシュ目的」が 43.2%から 54.3%と推移し、11.1ポイント高くなっており、「不定期の就労」も 37.0%から 44.4%と推移し、7.4ポイント増加しています。

同様に、小学生児童では「不定期の就労」が 20.0%から 35.3%と推移し、15.3ポイント高くなっています。

利用したい理由			利用したい理由		
就学前児童	今回調査割合(%)	前回調査割合(%)	小学生児童	今回調査割合(%)	前回調査割合(%)
私用、リフレッシュ目的	54.3	43.2	私用、リフレッシュ目的	38.2	36.7
冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など	63.0	66.7	冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など	67.6	78.3
不定期の就労	44.4	37.0	不定期の就労	35.3	20.0
その他	0.0	13.6	その他	5.9	6.7
不明・無回答	2.5	8.6	不明・無回答	2.9	13.3

○子どもを預ける場合に望ましい事業形態について、就学前児童、小学生児童ともに『ファミリー・サポート・センター「そらまめサポート」』の割合が高くなっており、前回計画期間中に整備を進めたことにより、ファミリー・サポート・センターの認知度と信頼性が高まっていることがうかがえます。

子どもを預ける場合に望ましい事業形態			子どもを預ける場合に望ましい事業形態		
就学前児童	今回調査割合(%)	前回調査割合(%)	小学生児童	今回調査割合(%)	前回調査割合(%)
ファミリー・サポート・センター「そらまめサポート」	42.0	28.4	ファミリー・サポート・センター「そらまめサポート」	61.8	26.7

※ファミリー・サポート・センターのみ抜粋

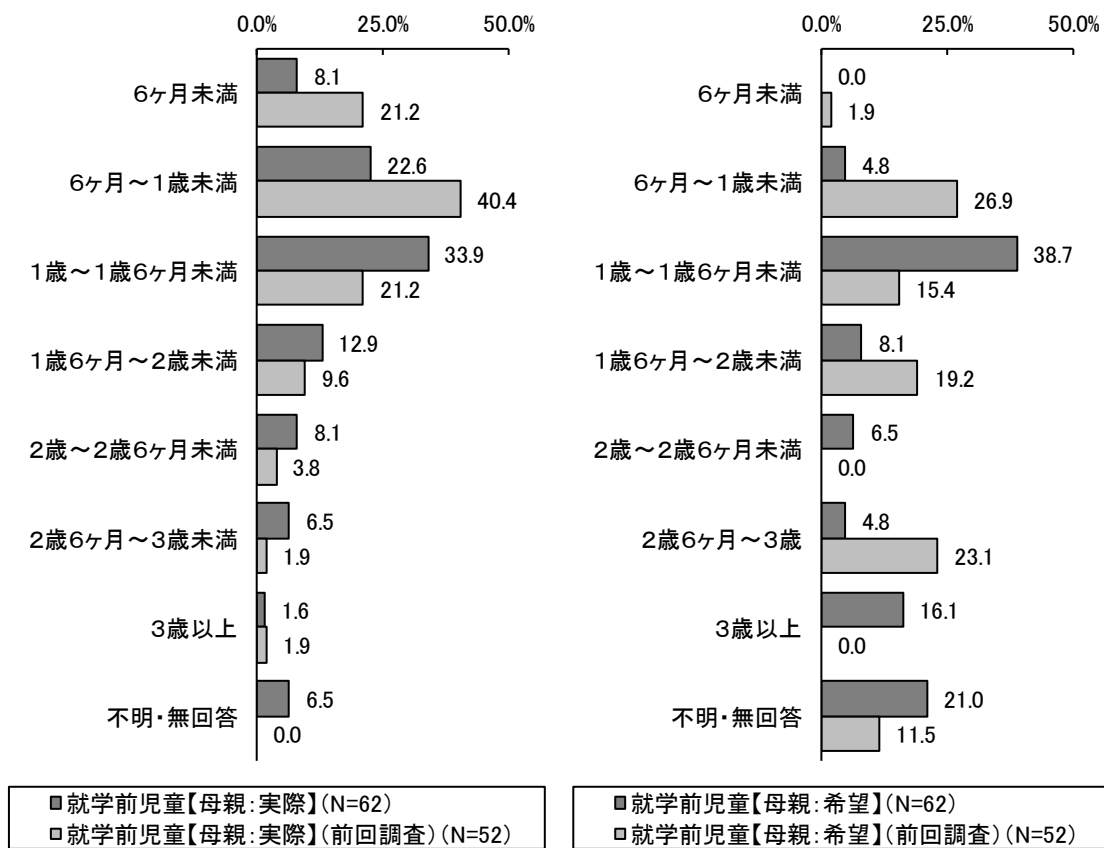
## ◆母親の育児休業から職場に復帰した時の子どもの年齢について

### ⑤ 育児休業取得期間に対応した支援のあり方の検討

○育児休業から職場に復帰した時の子どもの年齢期について、前回調査では「6ヶ月～1歳未満」で40.4%とピークとなっていました。今回調査では「1歳～1歳6ヶ月未満」で33.9%とピークとなっており、前回調査時点よりも育児休業を長く取得できていることが分かります。

また、希望の取得期間についても、前回調査では「6ヶ月～1歳未満」で26.9%と最も高かったのに対し、今回調査では「1歳～1歳6ヶ月未満」で38.7%が最も高くなっており、希望する取得期間についても長期間化がみられます。

育児休業中の子育て期間中に母親が孤立しない支援を充実させるとともに、希望する時に職場復帰ができるよう、保育所の受け入れ等の支援も引き続き重要と考えます。

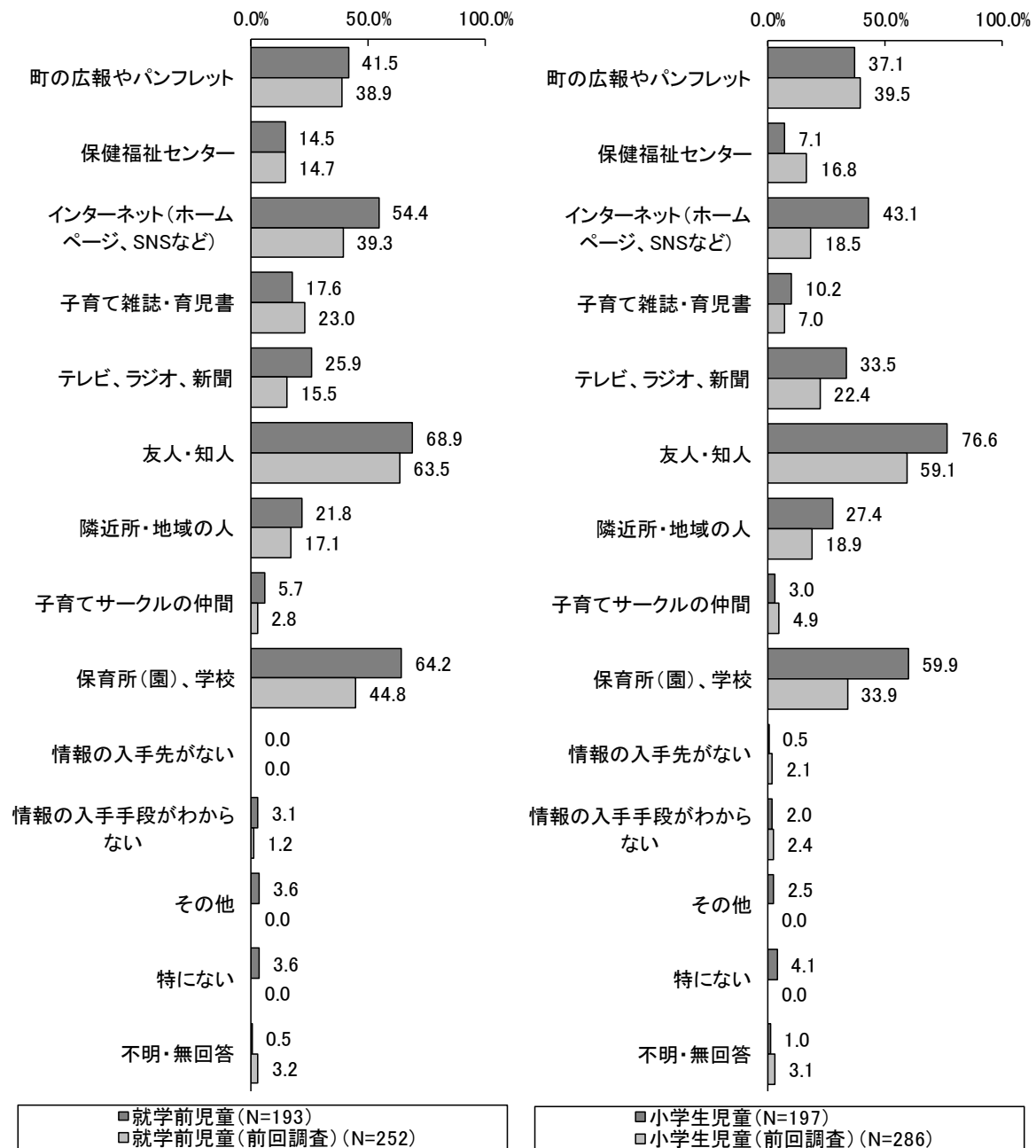


## ◆子育てをするうえでの情報の主な収集方法について

### ⑥ 保護者の世代、時代に合った情報提供体制の充実

○子育てに関する情報の主な収集方法について、就学前児童、小学生児童ともに「友人・知人」「保育所（園）、学校」「インターネット（ホームページ、SNSなど）」が高い割合となっており、前回調査と比較して、特に「保育所（園）、学校」や「インターネット（ホームページ、SNSなど）」の割合は高くなっています。情報の発信については、保護者が情報を入手しやすい方法を検討しながら、情報発信を進めることが大切です。

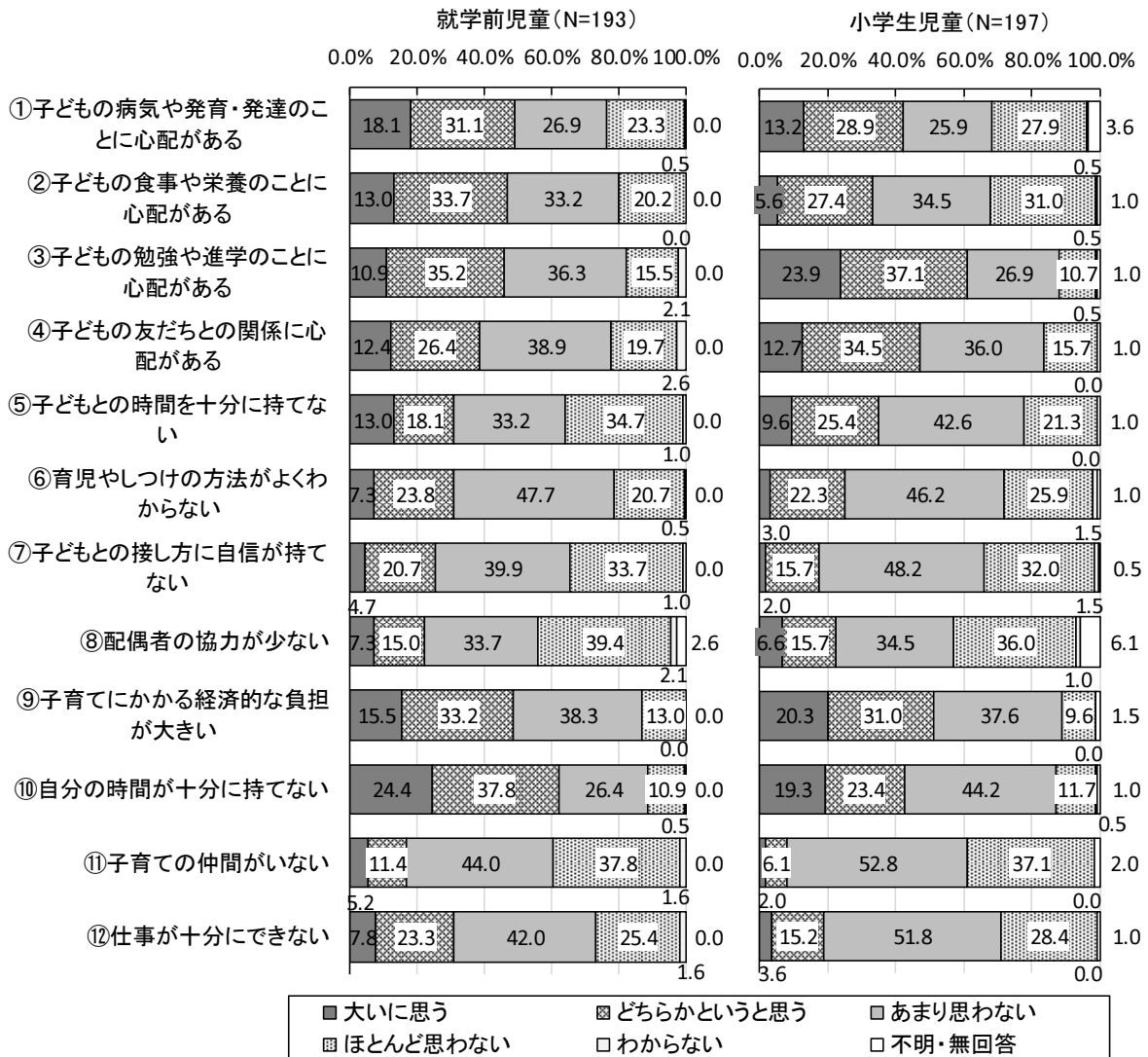
また、保育士や学校教諭とも連携をとりながら、保護者に正確な情報が届く体制の充実が重要と考えます。



◆健やかな成長や学力の向上、経済的な支援、ワーク・ライフ・バランス等の実現

⑦ 日頃悩んでいること、気になること

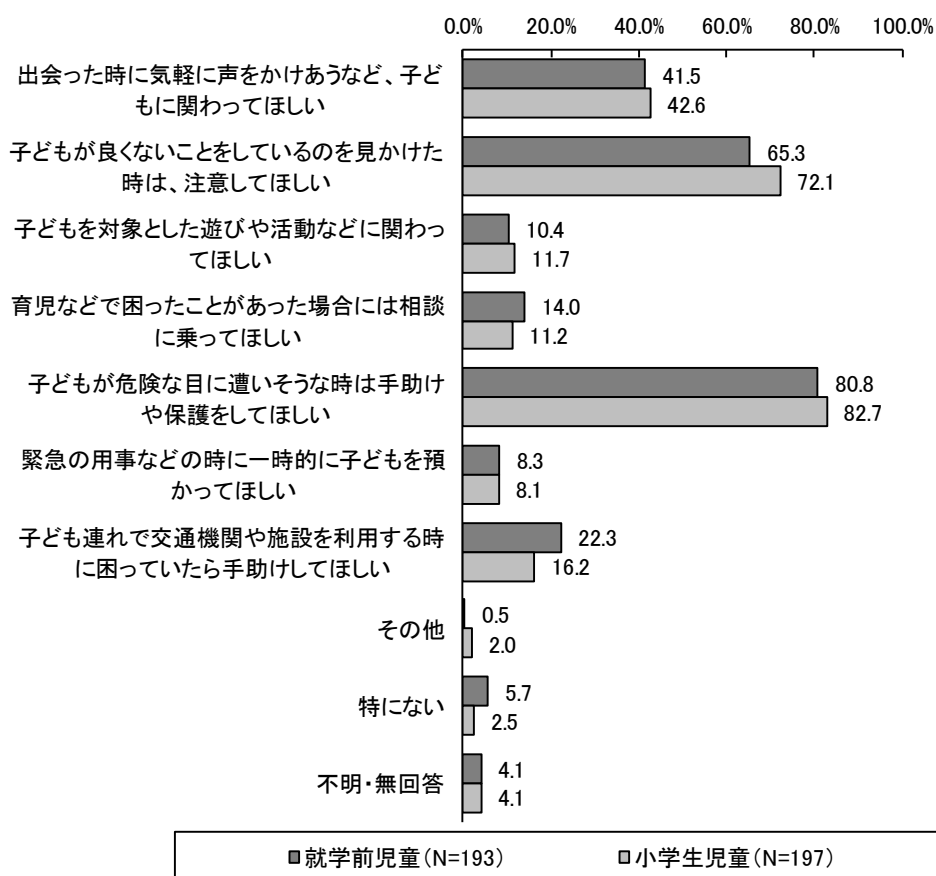
○日頃、保護者が悩んでいること、気になることについて、就学前児童、小学生児童ともに、【①子どもの病気や発育・発達のことに関心がある】【③子どもの勉強や進学のことに関心がある】【⑨子育てにかかる経済的な負担が大きい】【⑩自分の時間が十分に持てない】で『思う』（「大いに思う」「どちらかというと思う」の合計）が4割以上となっており、「子どもの健やかな成長」「学力の向上」「経済的な支援」「ワーク・ライフ・バランス」等についての悩みがうかがえます。



## ◆まちの子どもをみんなで育てる環境づくり

### ⑧ 子育てをするうえで近所や地域に望むこと

○『子育てをするうえで近所や地域に望むこと』について、就学前児童、小学生児童ともに「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい」「子どもが良くないことをしているのを見かけた時は、注意してほしい」「出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもに関わってほしい」がいずれも4割以上となっており、子どもたちの安全や健全な育成を見守ってもらいたいという要望やあいさつや声かけをしあえる関係を築いてもらいたいという意見がみられます。



## 4. 第1期計画（前回計画）の振り返り

### （1）基本目標1 子育てを支援する仕組みづくり

---

#### 取組の方向性

就労形態の多様化や近所付き合いの希薄化等により、子育てに対する保護者への負担は大きくなりがちです。保護者が子育てについて不安や悩みを抱え、孤立することのないよう、子育て支援サービスのより充実した子育て支援の仕組みづくりを進めてきました。

#### ① 地域における様々な子育て支援サービスの充実

- 地域における子育て支援の充実に向けて、子育て支援センターと教育課が主体となって、子育てに関する講演会や公民館講座を開催してきました。
- 子育て情報の充実を図るべく、子育て支援センターから毎月子育て支援センター便りを発行し、広報紙とも併せて情報発信をしてきました。また、お役立ちメールを通して、子育ての情報はじめ、生活に関するあらゆる情報を迅速に保護者等に発信しました。
- 子育てサークルの活動を促進するため、子育てサークルの活動に補助金を交付し、活動の支援をしてきました。
- 平成30年度に子育て世代包括支援センターを立ち上げたことにより、総合相談の充実を図りました。

#### ② 要保護児童への支援の充実

- 児童虐待の発生予防のため、住民課、保健福祉課、教育課が連携し、当該案件が発生すれば即座に対応できる連携体制を構築しています。
- 発達障害のある児童に対する正しい理解と啓発に向けた研修や講演会を実施してきました。
- SSW(スクールソーシャルワーカー)やSC(スクールカウンセラー)が中心となり、要保護児童のいる家庭に対する相談や保護者の精神的な負担軽減に努めてきました。

#### ③ 経済的支援の充実

- 子どもの医療費は平成26年4月1日より、無償化を実施しています。
- 「赤ちゃん出生祝い金」や「すくすく赤ちゃん紙おむつ費用助成」、「在宅育児支援事業」、「第2子以降の保育料無償化」、「子育て支援チャイルドシート購入費助成金」等の各種経済的支援を実施してきました。

## (2) 基本目標2 健やかに生み育てる環境づくり

---

### 取組の方向性

妊娠期、乳幼児期、学童期といった子どもの成長段階に応じた健康の確保や医療の充実、また望ましい食習慣を身につけるために必要な情報の提供に努め、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めてきました。

#### ① 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠届出から子育て期にかかるまで、面接や健診、新生児訪問等を通して、切れ目のない支援を実施してきました。また、子育て世代包括支援センターの設置により、保健師、保健所、医療機関、保育所、各種学校等の関係機関との連携の強化を図りました。
- 母子の健康を守るため、無料受診券を配布し、妊婦健診の受診勧奨を進めてきました。
- ひとり親家庭の高校卒業までの子どもと保護者の医療費を支給し、健康の維持・増進に努めてきました。
- 平成30年度より新生児聴覚検査費用の一部を助成しており、聴覚に障害のある幼児の早期発見・早期療養に努めてきました。

#### ② 食育の推進

- 保育所や学校の給食指導を通して、食育に関する啓発を行ってきました。
- すくすく教室(離乳食教室)や健診時に離乳食に関する指導や栄養指導を行ってきました。また、給食だよりを毎月発行しており、食に関する知識の普及・啓発に努めてきました。

#### ③ 思春期保健の充実

- 学校教育において、啓発用のDVDや冊子を活用して、また「思春期ふれあい体験学習」等を通して、健全な性教育の推進やタバコ、アルコール、薬物等の有害性について、啓発活動を実施してきました。
- 思春期の様々な悩みについて、SSWやSCが相談対応してきました。

#### ④ 小児医療の充実

- 子ども医療費の支給制度により、0歳から高校卒業までの乳幼児・児童・生徒が医療機関で受診した保険対象の自己負担分を支給してきました。
- へき地診療所として、川上診療所と寒川診療所を設置し、地域の医療体制を整えています。

#### ⑤ 不妊治療への理解

- 不妊治療費助成制度により、出産を望む人の希望をかなえられるよう支援してきました。

### (3) 基本目標3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

---

#### **取組の方向性**

家庭や学校及び地域等において、人とかかわることで、子どもが地域社会の一員として自立し、他人を思いやることのできる心身ともにたくましい子どもに成長するよう、家庭教育の充実や地域活動に子どもが参加できる取組を支援してきました。

#### **① 家庭教育の充実**

- 子育て支援センターが主体となって、家庭教育や親支援に関する学習の機会や情報の提供を行ってきました。
- 平成 28 年度より、放課後の余裕教室を利用して子ども未来塾を開催し、子どもたちの学習支援を行ってきました。
- 次代の子育て世代の育成に向けて、中学生の乳幼児体験を実施しました。

#### **② 魅力ある学校教育の推進**

- 快適な学校環境の提供に向けて、教育環境の整備等を行ってきました。
- 総合的な学習として、地域の人々との交流や地域人材を活用した地域学習を実施しています。
- 平成 30 年度にコミュニティ・スクールを設置し、地域の方々とともに魅力ある学校づくりを実施しています。

#### **③ 子どもの心に対する支援**

- 保育所において、地域の方々の協力を得て人権に関する紙芝居等を行い、子どもが他人を尊重することができる、思いやりのある子どもの育成に努めてきました。また、学校教育を通して、子どもの人権についての教育活動を行っています。
- 児童・生徒の心のケアに取り組むSSWやSCを配置し、悩みを抱える子ども一人ひとりに寄り添うことのできる支援体制を構築してきました。
- 犯罪や災害等で被害に遭った子どものケアを行うため、必要に応じてカウンセリングや相談ができる体制を整えています。

#### **④ 児童の健全育成活動の推進**

- 青少年の健全な育成に向けて、補導委員会が中心となって、青少年健全育成に関する団体間の連携の充実・強化に取り組み、地域の方々に対する啓発活動を推進してきました。
- ジュニアリーダークラブが中心となって、ボランティア活動におけるリーダー育成に努めてきました。
- 学校教育において、情報社会に対応できる確かな判断力の育成や有害情報から身を守る大切さの指導に取り組みました。



## (4) 基本目標4 仕事と子育てを両立させる社会づくり

---

### **取組の方向性**

女性の社会進出が進み、就業形態が多様化するなかで、仕事を続けながら子育てをする女性も多くなってきました。男性の子育てへの参加を促進するためにも、啓発活動等を通じて、仕事と子育てを両立させる地域づくりを進めてきました。

#### **① 保育サービスや放課後児童クラブの充実**

- 保育ニーズに応えるため、かわべ保育所において2歳児の定員を増やしました。
- 全町的な今後の保育ニーズに十分に答えていくためには、保育士の確保が大きな課題となっています。
- 学童クラブについて、年々利用者数は多くなっており、支援員や支援補助員の確保が課題となっています。

#### **② 仕事と子育ての両立と子育て参加の促進**

- 育児休業に関する認知度は、役場内においては周知が図られているものの、事業者を対象とする啓発には課題が残っています。
- 父親向けの子育て冊子を配布し、父親の子育てへの参加を促してきました。

## (5) 基本目標5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

---

### **取組の方向性**

子どもが安心して、安全に遊ぶことができる場所を確保し、子ども同士、保護者同士だけでなく、地域の人との交流が活発になることで、子育てにおける孤立感や犯罪、交通事故等の危険を感じることはないまちづくりを進めてきました。

#### **① 子どもの遊び環境の整備**

- 公園を維持・管理することにより、子どもが安全に遊ぶことができる環境づくりに努めてきました。  
また、保育所の園庭開放により子どもの遊び場を提供してきました。  
平成 27 年度に「かわべ地域子育て支援センター」を増設したことで、子どもの遊び場の拡充を図りました。

#### **② 子育てを支援する生活環境の整備**

- 安全な歩道の確保に向けて、特に学校に近い歩道について整備を進めてきました。
- 有害図書等から子どもを守るための情報の発信をしてきました。
- 新たな公共施設については、計画的にバリアフリー化を進めています。一方、既存施設については改修等の機会を通してバリアフリーに対応した整備を進めてきました。

#### **③ 子どもたちの安全の確保**

- 防犯対策の充実に向けて、町内放送やお役立ちメール等の活用により、住民に対する情報発信を進めてきました。また、子どもたちの安全を守るため、防犯ブザーの配布や青少年育成公民会議による見守り活動を行ってきました。
- 子どもたちを犯罪や災害から守るため、各校で危機管理マニュアルを整備しています。
- 屋外で子どもが危険を感じた際に駆け込むことができる「こども 110 番の家(きしゅう君の家)」を地域の方々の協力のもと設置してきました。
- 警察や交通安全指導員による交通安全教育を実施してきました。

## 5. 課題のまとめ

### 課題1：保育の担い手の確保と育成

---

本町の子ども数は減少している一方で、共働き家庭の増加や働き方の多様化によって、特に延長保育事業や学童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、前回計画で見込んだニーズ量よりも高い水準で推移しています。また、就労状況の変化から、低年齢児の保育ニーズも高まっています。これに対しては、かわべ保育所において平成27年度に1歳児の保育室を増設し、令和元年度には2歳児の保育室を増設するなど、実情に応じた対応をしてきました。引き続き、本町の実情を注視して、子育て環境を整えるとともに、多様化するニーズに対応できるよう保育人材の確保に努めることが重要となります。

また、アンケート調査から、低学年時の学童クラブ(学童保育)や子ども未来塾の利用意向は、前回調査時点と比較しても高くなっています。学童クラブの利用者数は年々増加しており、就学前児童の保育ニーズの高まりと同様、学童クラブや子ども未来塾は就学後の子どもの居場所として重要なものとなります。学童クラブの支援員や補助支援員の確保も喫緊の課題であり、保育を必要とする子どもへの行き届いた支援の充実が必要です。

### 課題2：経済的負担の軽減に向けた継続的な支援

---

本町では、子育てにかかる経済的負担の軽減に向けて、「赤ちゃん出生祝い金」や「児童手当」、「保育所給食費無償化」、「子ども医療費の無償化」、「子育て支援チャイルドシート購入費助成金」等を実施してきました。

アンケート調査では、日頃悩んでいること、気になることとして、【子育てにかかる経済的な負担が大きい】について、およそ半数の方が「そう思う」と回答されており、経済的な負担の軽減が引き続き求められています。

令和元年度10月より実施された幼児教育・保育の無償化は、本町では先行して実施してきた「第2子以降の保育料無償化」を拡充するものとなっています。

こうした状況を踏まえ、経済的な負担を軽減する各種支援が有効かつ適正に利用されるよう、相談体制を整えるとともに、今後も経済的負担の軽減に向けた支援を継続して実施します。

### 課題3：ワーク・ライフ・バランスの推進

---

上記のとおり、共働き家庭の増加や働き方の多様化によって保育ニーズが高まるなかで、アンケート調査では【子どもとの時間を十分に持てない】や【自分の時間が十分に持てない】等の悩みについて、3割以上の方が「そう思う」と回答されています。一方で、育児休業の取得期間は前回のアンケート調査と比較しても長くなっています。育児疲れや急な用事の際に子どもを預けることができ、育児・家庭・仕事とのバランスがとれるよう、家族や親族と協力を得られやすい関係づくりに個々で努めてもらいながら、行政として、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、支援が必要な方が利用できるよう体制を充実させることが重要です。

#### 課題4：地域ぐるみで子育てを支える環境の充実

---

第一義的な責任のもと、保護者が子育てをしていくことは大切です。しかし、保護者が子育てのすべてを全うすることは難しく、前回計画において基本理念に「まちの子どもはみんなの子ども」を掲げ、各施策を展開してきました。アンケート調査では、子育てをするうえで近所や地域に望むこととして、子どもたちの安全や健全な育成を見守ってもらいたいという要望とともにあいさつや声かけしあえる関係を築いてもらいたいという意見がみられます。

子ども一人ひとりの成長を地域全体で見守ることは、子どもの自己肯定感を育むことにもつながるため、地域ぐるみで子育てを支えることができる環境の醸成が求められています。

## 第3章 本計画の方向性

### 1. 本計画の基本理念

# ～まちの子どもはみんなの子ども～

## 子育て応援!! ひだかがわ

本町では、子ども・子育てをめぐる環境の変化や家族構成の変化、地域とのつながりの希薄化等から、「子どもの最善の利益」が実現され一人ひとりの子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てができる地域社会の実現をめざし、「～まちの子どもはみんなの子ども～ 子育て応援!! ひだかがわ」を基本理念として掲げ、各種施策に取り組んできました。

また、長期総合計画においては、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすとともに、子育てにかかわるあらゆる人々が子育て中の家庭を応援し、子どもを育てやすいまち、また、子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちをめざすとして、多面的な子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

保護者が第一義的な責任のもとに、子育てをすることはこれからも大切なことではありますが、子どもの最善の利益を追求するためには、地域の力は必要不可欠なものです。

そこで、これまでの基本理念を継承し、上記の「～まちの子どもはみんなの子ども～ 子育て応援!! ひだかがわ」を基本理念として掲げ、本計画を推進していきます。

## 2. 本計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

### 基本目標1 子育て支援体制の充実と質の確保

---

保育ニーズの高まりに対して、必要な保育量が確保できるよう、各種支援体制の充実を図ります。

また、小1の壁の解消に向けて、学童クラブの充実を図り、利用を希望するすべての子どもを受け入れることができるよう、支援体制を充実させます。

### 基本目標2 母子の健康を守る切れ目のない支援体制の充実

---

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センターが中心となって、母子手帳交付時の相談や新生児・乳幼児訪問、乳幼児健診等の子どもの成長段階に応じて、的確な支援ができるよう、保健師、保健所、医療機関、保育所、各種学校等の関係機関との連携を強化し、健やかな成長を促します。

学童期においては、学校での悩みや不安がすぐに解消されるよう、SSWやSC等との連携を強化します。

また、基本目標2は「日高川町母子保健計画～健やか親子21～」として事業を展開します。

### 基本目標3 みんなで子どもを見守り、支え合う地域社会の構築

---

地域で子どもを見守り、支え合うことができる社会の実現に向けて、互いに声をかけ合うことのできる関係づくりの支援や、コミュニティ・スクール等を通じた地域の力の活用を推進します。

また、家庭教育の充実を図り、父親の育児参加を促進させる支援を実施します。

### 基本目標4 安全で安心して子育てができる環境の整備

---

昨今の子どもをめぐる犯罪や交通事故等から、子どもを守り、安心した生活を送ることができるよう、行政と地域、学校、警察署等の関係機関との連携を図るとともに、防犯のための講習会、交通安全教育等を実施し、一人ひとりが自らの身を守ることができる取組を推進します。

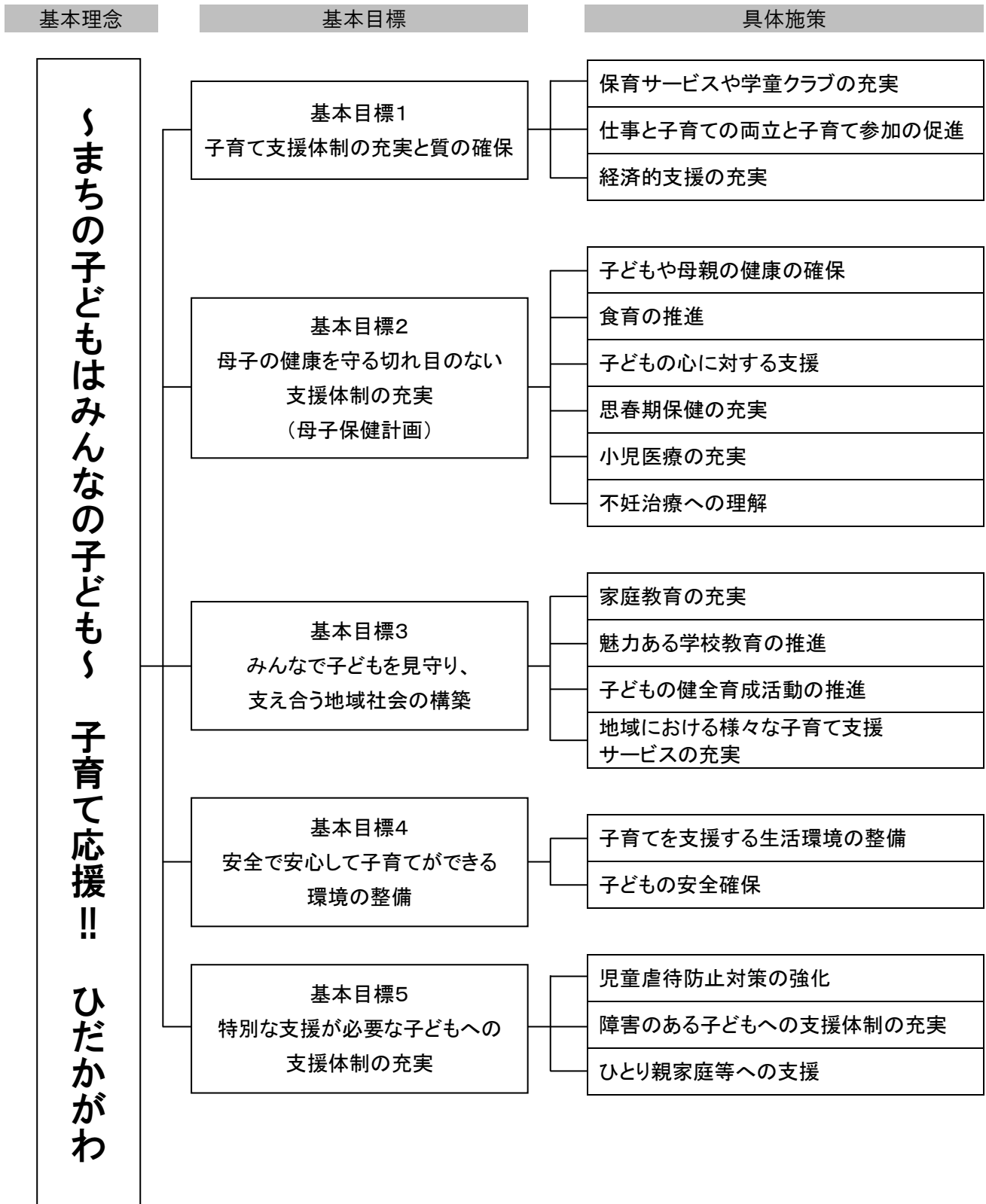
また、子どもがインターネットやSNS等を適切で安全・安心に利用できるようにするため、学校やPTA等の地域の方々とともに連携して、情報教育の充実や子どもを守るインターネット制限の普及等、情報環境の整備に努めます。

### 基本目標5 特別な支援が必要な子どもへの支援体制の充実

---

あらゆる状況において子どもの最善の利益が守られる社会の実現に向けて、特別な支援が必要な子どもたちが必要な支援を受けることができるよう、保健師、保健所、医療機関、保育所、各種学校等の関係機関との連携を図り、支援体制の充実を図ります。

### 3. 施策体系



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子育て支援体制の充実と質の確保

#### (1) 保育サービスや学童クラブの充実

子ども一人ひとりの個性や能力に向き合い、それらを最大限に伸ばすことができるよう、幼児期の教育・保育の質の向上に努めます。

また、安心して小学校に進学できるよう、教育、保育、保健の連携を強化し、子ども一人ひとりの心に寄り添うことができる体制の強化に努めます。

小学生児童については学童クラブの利用希望者に対して、十分な受け入れができるよう、支援員等の確保と施設の充実に努めます。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
保育内容の充実	平成30年に改定された保育指針に基づき、家庭や地域と連携して、一人ひとりの子どもの個性や能力を大切にされた保育を提供します。	住民課
保育サービスの充実	就労状況の変化等による保育ニーズの多様化に備えて地域の状況を踏まえ、保育サービスを充実させます。	住民課
保育士等の研修の実施	園児の数に対応した保育士の適正な人員を確保し、研修等を実施します。また、幼児教育アドバイザーによる効果的な人材育成を検討します。	住民課
学童保育の実施	保護者が日中家庭にいない小学校児童が健やかに成長できるよう、学童保育(学童クラブ)により適切な遊びや生活の場を提供します。 子育てを地域で支援するため、支援員や支援補助員等の確保と育成に努めます。	住民課
新・子ども放課後総合プランの推進	新・放課後子ども総合プランに基づき、学童保育の充実と放課後子供教室(子ども未来塾)の実施により、子どもが放課後、安心して安全に過ごせる場の提供に取り組みます。	住民課 教育課
保育所等から小学校への円滑な就学支援	保育士や小学校教員との合同研修や保育士、保健師、学校教員との情報の引継ぎ等により、教育、保育、保健の連携強化を図るとともに、児童の情報を共有することにより、保育所等から小学校に安心して進学することができる体制の充実を図ります。 また、発達に不安のある子どもに対し、幼児期から保健師がかかわり、保育所への入所や学校への進学の際の引継ぎを行い、子ども一人ひとりの成長に適した教育・保育が提供できる体制を維持し、推進します。	住民課 保健福祉課 教育課



## (2) 仕事と子育ての両立と子育て参加の促進

全国的に共働き家庭は年々増加しており、本町においても男女ともに高い就労意向がみられます。

仕事と子育てを両立させるためには、子育て支援サービスの充実はもとより、家族や地域、企業等の理解と協力が必要です。また、晩婚化・晩産化により、親の介護・介助をしながら子育てをする家庭も少なくないため、社会全体で子育てを支援する環境づくりが必要となっています。

就労のあり方や育児休業をはじめとする各支援制度の周知と普及を図り、社会全体で子育てを応援します。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
女性就業者の出産前後の健康管理	女性就業者に対し、妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、広報等で母子健康管理の必要性について周知し、健康診査や適切な医療が受けられるよう、医療機関等と連携を図ります。	保健福祉課
育児休業制度の周知・徹底	仕事と子育てが両立できるよう、育児休業制度等の子育てに関する各種制度の周知・徹底と情報提供を行います。	総務課
子育てに関する学習会の充実	地域の人々が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、学習会や研修会等を開催し、子育てに関する意識啓発等を行います。	住民課 教育課
男性の育児参加への促進	父親に向けた子育て冊子を配布し、啓発に努めます。	保健福祉課
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と家庭生活のバランスを個人のライフステージに応じて実現することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。	保健福祉課

### (3) 経済的支援の充実

子育てにかかる経済的負担は就学前児童、小学生児童のいる世帯にとって大きな不安の一つであり、経済的負担を軽減できるよう、出生祝い金の支給や医療費の助成等を実施しています。

また、令和元年 10 月より実施された「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたり、保護者へ情報提供を図り、施設等利用給付を円滑に実施し、子育て世代にとってより良い支援ができるよう支援のあり方を検討するとともに各種支援制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
赤ちゃん出生祝い金の支給	第1子と第2子の出生に3万円、第3子以降の出生に10万円のお祝い金を支給します。	住民課
すくすく赤ちゃん紙おむつ助成の実施	満1歳までの乳児1人につき、月額3,000円を紙おむつ費用として助成します。	住民課
在宅育児支援事業	第2子もしくは第3子以降の生後2か月を超え、満1歳に満たない乳児を在宅で育児し、育児休業給付金の給付を受けていない世帯を対象に、給付金を支給します。(乳児1人あたり3万円/月、最大10か月で30万円)(所得制限あり)	住民課
児童手当の支給	0歳から中学校卒業までの子どもを養育している方には、児童手当を以下のとおり支給します。(所得制限あり) ・0～3歳未満:15,000円/月 ・3歳～小学生の第1・2子:10,000円/月 ・3歳～小学生の第3子:15,000円/月 ・中学生:10,000円/月	住民課
児童扶養手当	ひとり親家庭には、所得に応じた手当を支給します。(県事業)	住民課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図るため、障害のある児童を扶養する保護者に対して手当を支給します。(県事業)	住民課
子ども医療費の無償化	0歳から高校卒業までの乳幼児・児童・生徒に対し、医療機関で受診した保険対象の自己負担分を無償化し、子どもの健康の確保・向上を目的として、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。	住民課
経済的支援の普及	児童手当や子ども医療費助成等の経済的支援制度の周知、利用の促進を図るとともに、今後も様々な経済的支援を検討します。	住民課
保育所の給食費助成	町内保育所の給食費を無償化します。また、広域入所により他市町の保育所に入所している園児には給食費を助成し、経済的支援を図ります。	住民課
小・中学校給食費の助成	第1子・第2子にかかる小・中学校給食費に対して一定額分の商品券を配布し、経済的支援を実施します。また、第3子以降の給食費を無償化します。	教育課 住民課
子育て支援チャイルドシート購入費助成事業	子育て世代の経済的な負担軽減と交通安全対策を目的として、本町内に住所を有する満1歳未満の乳児の保護者で、国土交通省の安全基準に適合するチャイルドシートを購入した方に対し、購入費用を助成します。	保健福祉課
新生児聴覚検査助成事業	新生児の聴覚に関する機能の状況の早期確認と適切な治療・援助を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。	保健福祉課

## 基本目標2 母子の健康を守る切れ目のない支援体制の充実（母子保健計画）

### （1）子どもや母親の健康の確保

妊娠期からの切れ目のない支援が提供できるよう、平成30年度に子育て世代包括支援センターを設置しました。

妊娠期から乳幼児期は、子どもの発達や発育に不安や悩みを抱えやすい時期でもあり、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターが中心となって子育てについての相談や助言を行います。また、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業、健診等を通して、子どもの健康を見守り、早期対応が必要な場合には、保健所や医療機関等と連携し、適切な対応が取れるよう支援します。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
切れ目のない母子保健体制の充実	妊娠届出時の保健師による面接や妊婦健診・妊婦訪問等を通して、母子の健康と心の健康を守り、出産後は助産師による新生児訪問、保健師による乳児全家庭戸訪問事業等により、子どもの健康状態や子育てに対する不安の解消、様々な情報の提供を行うなど、子育て世代包括支援センターを中心に、子どもの成長段階に合わせた切れ目のない支援を行います。 家庭と保健、福祉、医療、教育機関との連携を充実させ、母子保健の充実に取り組みます。	保健福祉課
母子の健康に関する相談体制の充実	妊娠、出産等の正しい知識を学び、妊婦が健康を維持することは、健全な家庭生活や親子関係の基礎となります。妊婦健診、妊婦訪問を継続して実施し、適切な情報の提供に努めます。	保健福祉課
産後ケア事業の実施	出産後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行うことを目的とし、宿泊型及びデイサービス型の産後ケアを実施します。	保健福祉課
乳幼児の健全な発育・発達のための支援体制の充実	妊婦や乳幼児を対象とした健康診査や健康診査後のフォロー、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問等により、疾病や発育・発達上の問題の早期発見に努め、適切な医療機関での受診、発達相談を勧めるなど早期対応をめざします。	保健福祉課
疾病等の予防と早期発見	感染症を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及に努め、予防接種率の向上をめざします。	保健福祉課 教育課
歯科保健の実施	妊娠届出時に歯科保健についての指導を実施します。また、1歳6か月健診、3歳児健診での歯科検診及び2歳児歯科検診と、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施し、歯科保健対策の充実に取り組みます。	保健福祉課
子どもの頃からの生活習慣病予防対策	小・中学校において、がん予防教育出前講座を実施し、子どもの頃から食育を含む正しい生活習慣の確立、喫煙の身体に及ぼす害について指導し、生活習慣病予防対策を行います。	保健福祉課

## (2) 食育の推進

食事は生きるための基本であり、子どもの健全な成長のためにも重要です。

乳幼児期の健診時やすくすく教室において、栄養士による個別の栄養指導や離乳食についての講座を開催しています。また、給食では子どもの健康や安全に配慮した食材や地元産の食材を積極的に使用しています。

また、保護者には、給食についての情報提供や子どもの成長段階に応じた適切な食に関する指導等を行い、バランスの良い食事、欠食のない食生活、家族や友人等と一緒に食事をしたり料理をしたりすることの大切さを伝えています。

引き続き、望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の充実に向けて各種取組を推進します。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
食育に関する啓発の促進	「すくすく教室(離乳食教室)」や「各乳幼児健診時の栄養指導」、食生活改善推進員との連携による「おやこ食育教室」等を実施し、食育についての知識の普及・定着を図ります。	保健福祉課
食に関する情報提供の充実	「食」は健康的な生活習慣を形成する基本となることから、給食だより等を通して保育所及び小・中学校において適切な食に関する知識の普及・啓発を行います。	住民課 教育課

## (3) 子どもの心に対する支援

子ども一人ひとりの心に寄り添い、子どもが抱える不安や悩みを軽減・解消できるよう、保護者と保育士、教職員、SSW、SC等が連携し、情報共有を密に図ることで、子どもの人権を守ります。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
子どもの豊かな心を育むための支援	子どもたちが安心でき、居心地の良い学校づくりを行い、子どもが他者の人権を尊重し、自分自身の行動について正しく判断し、責任を持つとともに、いじめや差別をなくす教育を行います。	住民課 教育課
SSWやSCの配置	いじめや不登校等、心に多様な悩みを抱える子どもには、各小・中学校において心のケアにあたるSSWやSCによる相談活動を継続して行います。	教育課

#### (4) 思春期保健の充実

子どもが健やかに成長し、生涯健康な生活を送ることができるよう、健康についての正しい知識を身につけ、自身をはじめ周囲の人を大切にすることができる心を養うことが重要です。

思春期特有の課題として、喫煙や飲酒、薬物乱用、性の問題等があり、これらの問題について防止対策を充実させることが重要です。

引き続き、性教育の実施や未成年の喫煙・飲酒、薬物等の防止に対する啓発を行うとともに、SSWやSC等による相談体制を充実させます。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
健全な性教育の推進	「思春期ふれあい体験学習」の事前学習において、啓発DVDの鑑賞や啓発冊子の配布を行います。	保健福祉課
	学校教育・家庭教育を通じて、生命とのかかわりを認識させる性教育・エイズ教育を推進します。	教育課
喫煙・飲酒・薬物の有害性の啓発	「思春期ふれあい体験学習」の事前学習において、タバコやアルコール、薬物の有害性について知識の普及を行うとともに、心身の健康と安全についての意識を高め、主体的な健康管理能力と危険回避能力を育成します。	保健福祉課 教育課
相談体制の充実	思春期保健の充実を図るため、養護教員、担任教諭、SSW、SC等が連携して対応します。	教育課

## (5) 小児医療の充実

地域で安心して子どもを生み育てるためには、子どもの急な病気や事故に対応できるよう町内の診療所や近隣市町の病院等との連携を強化し、医療体制を整備することが重要です。

本町では子ども医療費の無償化を実施しており、制度の周知を図るとともに、かかりつけ医の重要性を啓発し、急な病気や事故に対応できる医療体制の充実を図ります。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
子ども医療費の無償化	0歳から高校卒業までの乳幼児・児童・生徒に対し、医療機関で受診した保険対象の自己負担分を無償化し、子どもの健康の確保・向上を目的として、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。	住民課
小児医療体制の充実	小児医療の充実を図るとともに、広域的な観点から、近隣市町の医療機関との連携も密にし、急な病気や事故の際にも適切に対応できるよう、連絡体制を強化します。	保健福祉課
かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理、疾病予防に関していつでも気軽に相談できる、かかりつけ医づくりについて、新生児訪問等、様々な機会を通じて周知を行います。	保健福祉課
定期予防接種の実施	ヒブ、肺炎球菌、麻疹・風疹等の疫病にかからないよう、定期予防接種を実施し、標準的な接種時期に個別に案内します。	保健福祉課

## (6) 不妊治療への理解

子どもを望む夫婦にとって不妊治療に伴う精神的・経済的負担は大きく、子育て支援対策としても重要な課題となっています。

不妊治療に対する支援を継続して実施するとともに、制度の周知や相談機能の強化を図ることで、利用希望者が安心して不妊治療等を受けられる体制を整備します。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
不妊治療の情報提供や相談体制の充実	不妊治療に関する不安や悩みを軽減・解消するため、医療機関等と連携して情報提供や相談体制の充実に努めます。	保健福祉課
不妊治療費助成の実施	子どもを望む夫婦に対し、不妊治療への助成を実施します。 (一般不妊治療・特定不妊治療ともに)	保健福祉課
不妊治療に関する啓発活動の推進	不妊治療について正しく理解してもらうために、広報やホームページ等を通じて啓発に努めます。	保健福祉課

## 基本目標3 みんなで子どもを見守り、支え合う地域社会の構築

### (1) 家庭教育の充実

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもが育つうえで最も大切となります。基本的な生活能力の習得や健全な生活習慣の確立だけでなく、乳幼児期の親子の絆の形成に始まり、家族とのふれあいの中で育まれる自尊心や信頼感、他人を思いやる心等、社会生活の礎となる能力を身につけていくうえで重要な役割を果たします。

家庭教育に関する学習の機会や情報を提供し、親としての成長を支援します。また、児童・生徒の健全な成長のためには、地域や学校との連携が大切になります。家庭教育支援の充実を図るため、様々な機会を通して家庭と地域、学校等の連携を強化し、みんなで子育てに取り組む環境を醸成します。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	保育所等や小・中学校と連携し、育児関連講座の充実や家庭教育に対する学習の場・機会の提供、子育てに関する情報を提供します。	住民課 教育課
家庭・地域・学校との連携	コミュニティ・スクール機能の活用をはじめ、家庭と地域、学校の連携を図ることで、基本的な生活習慣の定着や社会性の定着を促し、社会全体で家庭教育を支援します。	教育課
乳児とのふれあい体験の実施	中学生の乳児とのふれあい体験等を通じて、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解し、生徒が社会の一員として自覚と責任を持って行動できるようになるために必要な社会性を育みます。	保健福祉課 教育課

## (2) 魅力ある学校教育の推進

子どもたちが自らの将来を切り開くための「生きる力」を育むことができるよう、確かな学力の定着と豊かな人間性の育成、たくましく生きるための健康と体力を育むための教育カリキュラムを研究し、子ども一人ひとりに寄り添った学校教育を推進します。

また、コミュニティ・スクールの機能を活用し、地域の活力による本町の特色を生かした学校運営を行います。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
施設の整備・改修	学校における快適な環境を提供するために、必要に応じて校舎・付帯施設の整備・改修を行い、教育環境を整備します。	教育課
様々な学習の実施	総合的な学習の時間を活用して、地域の人々との交流や地域の学識者、人生経験が豊かな高齢者等を講師に招くなど、教育内容や方法を工夫し、児童・生徒の幅広い視野を養います。	教育課
コミュニティ・スクールの推進	学校運営に地域の声を積極的に生かすなど、学校と地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。	教育課



### (3) 子どもの健全育成活動の推進

地域での声かけあいさつ運動や青少年の体験・交流、社会参加機会の提供を通し、子どもの健全育成に向けた取組を推進しています。また、ジュニアリーダークラブがボランティア活動を通してリーダー育成を行っており、次世代を担う人材育成に努めています。引き続き、子どもが体験・交流活動等を行う機会を提供し、豊かな人間性を育む支援を行います。

また、近年、スマートフォン等を持つ子どもの年齢が低くなっており、子どもがインターネットやSNS等を安全に利用することができるよう、フィルタリング機能の設定や利用についての保護者との約束事を決めるなど、インターネット等におけるいじめや犯罪に子どもが巻き込まれないような対策も重要となっています。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成に関係する団体間のネットワークの充実・強化を図り、各団体の連携のもと、青少年健全育成について地域住民への啓発を行います。	教育課
人材の育成	ジュニアリーダークラブを通じて、ボランティア活動等におけるリーダーや指導者の育成を進めます。	教育課
自然体験活動の促進	「雪国体験」「イルカとYOU・遊」等のイベントを継続して開催し、自然を体験する活動を進めます。	教育課
思春期体験学習の推進	乳幼児健診等の場を活用し、中学生の時期から命の大切さを学ぶことを目的として、乳幼児と中学生がふれあう機会を提供します。	保健福祉課 教育課
情報教育の充実	青少年が安全に安心してインターネット等を利用できる環境づくりのため、学校、PTA等と連携・協力し、インターネット等の使い方の周知、保護者への知識の普及等に取り組みます。	教育課

#### (4) 地域における様々な子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安は様々であり、保育所や子育て世代包括支援センター等による相談や助言だけでなく、同年代の子どもを育てる保護者が集い、不安や悩みを共有できることも重要となります。そのため、子育てサークル活動への支援を通して、気軽に集える場を提供し、情報共有や不安の軽減・解消につなげます。

また、共働き家庭の増加や土日祝日出勤、夜勤等の多様な働き方に対応できるよう、通常保育以外の一時的預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等を周知し、利用者にとって利用しやすい子育て支援サービスの充実を図るとともに、有益な情報の提供や助言ができるよう、相談機能の強化に努めます。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
地域における子育て支援の充実	保護者の多様な就労形態やニーズに合わせ、さらなる支援サービスを検討します。	住民課
子育て情報の充実	子育て支援センターからの情報発信、子育て情報誌の発行、町のホームページ、広報紙への掲載等をさらに充実させていきます。	住民課 保健福祉課
	教育・保育事業や子育て支援に関する情報に加えて、児童虐待防止や子どもの人権に関する情報を提供し、住民の関心を高めます。	住民課
子育てサークル等への支援	保護者が子育ての悩みを共有するため、気軽に相談できる子育てサークル等を育成し、活動への参加を促進するとともに、各サークル等が自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援を行います。	教育課 住民課
相談機能の充実	子育てに関する相談、援護を必要とする子どもや保護者を支援するために、相談機能の一層の充実を図ります。	住民課 保健福祉課 教育課

## 基本目標4 安全で安心して子育てができる環境の整備

### (1) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して外出することができるよう、公共施設においてベビーカーや小さな子どもでも通しやすいバリアフリー化の導入、子ども用トイレ、授乳室等の設置を検討します。

これまで学校周辺の歩道を整備し、子どもが安全に登下校できる環境を整えてきました。引き続き、子どもや子育て家庭が安心して外出できる生活環境の整備を推進します。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
安全な道路交通環境の整備	日高川町通学路交通安全会議等で位置づけられた箇所を優先し、必要な整備を図っていきます。 また、危険箇所を中心にガードレールや信号等の交通施設の充実を図るとともに、グリーンベルトの設置を推進します。	建設課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもにとって有害な情報に対して、家庭や学校等での指導を徹底し、有害情報の発信元への指導や自主的措置を働きかけるなどの事前対策に取り組みます。	教育課
公共施設におけるバリアフリー化の推進	公共施設等の建設の際には、地域の要望を把握しつつ、計画的にバリアフリー化を行います。	総務課 保健福祉課
	既存施設においては、改修の時期に合わせてトイレや階段の手すり等の設置・整備を検討します。 また、施設の新設や更新をする際には、子ども用トイレやおむつの交換台、授乳室等の設置等を検討します。	総務課 保健福祉課 教育課

## (2) 子どもの安全確保

児童・生徒の登下校中を狙った犯罪の増加や子どもが巻き込まれる交通事故等が社会的な問題となっており、こうした被害から子どもを守るため、行政と地域、学校、警察署等との連携を強化し、交通安全や防犯に関する各種取組の充実に努めます。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
防犯対策の充実	子どもの安全を守り、犯罪の防止、健全な社会環境づくりを推進するために、警察や補導センター、補導員等による見守り活動や学校における防犯教室を通して、防犯意識を高めます。	住民課 教育課 総務課 保健福祉課
登下校時の防犯対策の充実	通学路の安全点検や危険箇所での重点的な見守りを行い、地域との連携を強化します。	教育課
安全管理の徹底	犯罪や災害から子どもを守るために、保育所や小・中学校、学童保育で定める危機管理マニュアルに基づく安全管理を徹底し、家庭や地域との連携の強化を促進します。	住民課 教育課 保健福祉課
	不審者情報等、子どもの安心・安全にかかわる情報を学校・保育所・保護者・地域・警察等の関係者で広く共有し、子どもの安全と命を守るための連携を強化します。	住民課 教育課 保健福祉課
	子どもや保護者に対し、不審者への対応といった防犯に関する教育・啓発活動や、「きしゅう君の家(こども110番の家)」の周知と普及を図ります。	住民課 教育課 保健福祉課
交通安全教育の充実	警察や交通安全指導員と連携して、子どもや保護者等に対する交通安全教育や啓発活動を実施します。	住民課 教育課 総務課
被害に遭った場合のケアの推進	犯罪・災害等で被害に遭った子どもにケアを行うため、必要に応じてカウンセリングや相談の場を設置します。	教育課 保健福祉課

## 基本目標5 特別な支援が必要な子どもへの支援体制の充実

### (1) 児童虐待防止対策の強化

社会問題となっている児童虐待を防止できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携して、虐待が発生する前に支援を行うことが重要です。

本町では要保護児童対策地域協議会によるケース会議において要保護児童に対する支援を行ってきました。児童虐待に関する住民への啓発を行い、児童虐待が発生することがないように引き続き防止に努めるとともに、発生した際には速やかに適切な対応が取れるよう連絡を密にしていきます。

#### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
住民への児童虐待に関する啓発	児童虐待の発生予防や早期発見のため、ポスターやチラシの配布等を通じて要保護児童の通告義務等の児童虐待問題について、広く住民に啓発します。また、日常的な見守り活動等を通して、地域ぐるみで予防活動に努めます。	住民課 保健福祉課 教育課
虐待の早期発見と予防	各種健診や訪問事業を通して、子どもへの接し方等の助言・指導を行い、虐待の早期発見と予防に努めます。	保健福祉課
要保護児童のいる家庭への支援の充実	要保護児童のいる家庭を対象に、要保護児童対策地域協議会が主体となり、児童相談所、学校、保育所、医療機関、警察等が連携して、適切な支援へつなげます。	住民課 保健福祉課 教育課
子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討	すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、保健・医療・福祉・教育等の専門性を持った職員が、支援が必要と思われる方に対し、実状の把握、相談対応を行い、必要な支援が受けられる体制を整備します。	住民課 保健福祉課 教育課

## (2) 障害のある子どもへの支援体制の充実

障害の有無にかかわらず、子ども一人ひとりの尊厳が守られ、障害のある子どもとその家庭が地域で安心して暮らすことができるよう、年齢や障害の特性に応じた適切な専門的支援が行えるよう取り組みます。

また、障害のある子どもとその家庭への各種手当の支給や日中の居場所づくりに努めます。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
障害児福祉計画の推進	障害児福祉計画に基づき、障害のある子ども一人ひとりの最善の利益を追求することができるよう支援します。	保健福祉課
障害に関する理解と適切な対応の研修の実施	様々な障害に関する正しい理解を深め、適切な対応がなされるよう、教育・保育に携わる保育士や学校教員、学童保育の支援員等に対し、研修を実施し、障害の有無にかかわらず適切な教育・保育を受けられる環境を整備します。	住民課 保健福祉課 教育課
心身の発達に関する相談及び支援	早期に適切な療養を提供できるよう、乳幼児健診や新生児聴覚検査助成事業を通して、早期の発見、対応ができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。	保健福祉課
発達に課題のある子どもへの支援体制の充実	保健・医療・福祉・教育との連携を図り、乳幼児期から保育所、学齢期へと切れ目なく支援できる体制を整備します。 「すこやかファイル」の活用により、相談や対応の経過を引き継いでいきます。	住民課 保健福祉課 教育課

## (3) ひとり親家庭等への支援

支援が必要なひとり親家庭等に対し、生活のうえでの様々な不安が解消され、安定した生活を送ることができるよう、各種支援体制の強化に努めます。

### 具体施策

施策名	施策内容	関連担当課
相談支援体制の充実	ひとり親家庭の就業支援や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親生活家庭の生活全般にかかわる相談に応じます。	住民課
ひとり親家庭等の経済的支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当等の受給手続きを行います。また、高校卒業までの子どもと保護者の医療費の無償化(所得制限あり)等、健康の確保・向上に努めます。	住民課

# 第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと提供体制

## 1. 教育・保育提供区域

本計画における教育・保育の提供区域については、町全域を一つとして取組を進めていきます。しかしながら、地域の事情を勘案し、きめ細かなサポートを行う必要性もあります。そのため、子育てに関する事業やサービスの様々な要望に対応できる体制の確立をめざします。

## 2. 幼児教育・保育の量の見込み

幼児教育・保育を受ける場合、国の定める客観的な基準に基づいた認定を受ける必要があります。認定区分は、子ども自身や家庭、施設の受け入れ状況を踏まえ、次の3区分となっています。

### (1) 認定区分について

1号…3～5歳で、教育のみを必要とする子ども (保護者が働いていないなど、“保育が必要でない”子ども)
2号…3～5歳で、保育を必要とする子ども(保護者が働いているなど、“保育が必要な”子ども)
3号…0～2歳で、保育を必要とする子ども(保護者が働いているなど、“保育が必要な”子ども)

### (2) 認定区分と提供施設

	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を 設定が可能な 施設	幼稚園※・認定こども園※	保育所・認定こども園※ ..... 地域型保育事業	

※令和元年度現在、日高川町内に幼稚園及び認定こども園は設置されていません。

### (3) 教育・保育の量の見込み

(単位:人)

日高川町	令和元年度(平成31年度)			令和2年度			令和3年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込み (必要利用総数)	1	186	62	0	194	62	0	188	59
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)								
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

日高川町	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込み (必要利用総数)	0	191	54	0	185	52	0	185	50
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)								
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### <提供体制と確保方策の考え方>

令和元年度現在、公立保育所3か所(かわべ保育所、なかつ保育所、みやま保育園)で295人の提供体制があり、2号認定の保育ニーズは十分な確保が見込まれます。

3号認定については、令和元年度までの利用実績を踏まえていますが、保育を利用したいという潜在的な希望を考慮し、今後は保護者のニーズに合わせて検討していく必要があります。

1号認定については、広域的な利用も視野に入れて、保護者のニーズに対応できるよう検討します。



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

##### ① 延長保育事業

保護者の就労等により、保育時間の延長希望に対応するため、保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

(単位:人)

日高川町	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	172	178	176	171	164	161
②確保の内容		178	176	171	164	161
②-①		0	0	0	0	0

##### <提供体制と確保方策の考え方>

令和元年度現在、かわべ保育所、なかつ保育所、みやま保育園の3か所で、月曜日から金曜日の朝は午前7時15分から午前8時、夕方は午後4時から午後7時まで、土曜日は朝の午前7時15分から午前8時と午前11時30分から午後0時までを、延長保育として対応しています。

今後の見込量に対する提供体制については、十分に確保できるものとし、現在の体制を継続し、質の確保に努めていきます。

## ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保育を受けることができない小学生児童を対象に、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。本町では学校や公民館等で実施しています。

「放課後子ども総合プラン」では、子どもが放課後、安心して安全に過ごせる場所の提供を促進するため、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携し、事業の一体的な実施、余裕教室の活用等を推進しています。

（単位：人）

日高川町		平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	81	30	26	26	27	26
	2年生		29	24	25	26	25
	3年生		19	16	16	16	16
	低学年		78	66	67	69	67
	4年生	27	15	16	16	15	12
	5年生		9	9	9	8	7
	6年生		9	10	9	9	8
	高学年		33	35	34	32	27
②確保の内容	1年生	/	30	26	26	27	26
	2年生		29	24	25	26	25
	3年生		19	16	16	16	16
	低学年		78	66	67	69	67
	4年生	/	15	16	16	15	12
	5年生		9	9	9	8	7
	6年生		9	10	9	9	8
	高学年		33	35	34	32	27
②-①	低学年	/	0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0

### ＜提供体制と確保方策の考え方＞

本町では学童クラブとして実施しており、今後の見込量についても対応していきます。

### ③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業<ショートステイ事業>及び夜間養護等事業<トワイライトステイ事業>)です。

(単位:人日)

日高川町	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	6	6	6	6	6
②確保の内容		6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0

#### <提供体制と確保方策の考え方>

町外の2施設と契約し、ショートステイ事業の確保を行っています。引き続き県内の委託施設と連携していきます。

### ④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:人回)

日高川町	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,021	6,244	6,278	5,808	5,573	5,338
②確保の内容		6,244	6,278	5,808	5,573	5,338
②-①		0	0	0	0	0

#### <提供体制と確保方策の考え方>

子育て支援センターは、なかつ地域子育てセンター、かわべ地域子育て支援センターの2か所があります。引き続き、2か所でニーズへの対応を行っていきます。

## ⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

(単位:人日)

日高川町	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30	48	48	46	45	45
②確保の内容		48	48	46	45	45
②-①		0	0	0	0	0

※本町には幼稚園がないため、上記は幼稚園型以外の一時預かり事業の量の見込みと確保方策です。

### 〈提供体制と確保方策の考え方〉

一時預かり事業については、民間の託児所さくらんぼで対応しています。今後、利用希望者の動向を注視し、本町での事業実施や他市町との連携を検討します。

## ⑥ 病児保育事業

病児を対象とし、病院、保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育等を行う事業です。

(単位:人日)

日高川町	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	69	78	77	75	72	71
②確保の内容		78	77	75	72	71
②-①		0	0	0	0	0

### 〈提供体制と確保方策の考え方〉

病児保育事業については引き続き、広域圏での提供体制を継続します。

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（単位：人日）

日高川町	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	37	37	36	35	34	32
②確保の内容		37	36	35	34	32
②-①		0	0	0	0	0

### ＜提供体制と確保方策の考え方＞

引き続き広域圏での提供体制を継続します。

## ⑧ 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：人）

日高川町	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	67	64	63	61	59	55
②確保の内容		64	63	61	59	55
②-①		0	0	0	0	0

### ＜提供体制と確保方策の考え方＞

提供体制は十分に確保できている状況です。今後も妊婦健診の啓発に努めていきます。

## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位:人)

日高川町	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	64	58	57	55	53	50
②確保の内容		58	57	55	53	50
②-①		0	0	0	0	0

### 〈提供体制と確保方策の考え方〉

提供体制は十分に確保できている状況です。今後もさらなる充実に努めていきます。

## ⑩-1 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を対象に、訪問による養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です。

(単位:人)

日高川町	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

### 〈提供体制と確保方策の考え方〉

提供体制は十分に確保できている状況です。今後もさらなる充実に努めていきます。

## ⑩-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### 〈提供体制と確保方策の考え方〉

要保護児童のいる家庭を対象に、要保護児童対策地域協議会が主体となり、児童相談所、学校、保育所、医療機関、警察等と連携して適切な支援へつなげます。

## ⑪ 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位:か所)

日高川町	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1

### <提供体制と確保方策の考え方>

事業の周知に努めるとともに、多様化するニーズに対応した相談・助言が行えるよう、職員の資質向上を図ります。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における幼児期の保育・教育については、国が定める公定価格をもとに、市町村が利用者負担額を設定しますが、施設によっては、保育・教育に必要な物品の購入に要する実費徴収等の上乗せ徴収を行うことができるとされています。

### <提供体制と確保方策の考え方>

実費負担の部分について、負担軽減を図るため公費による補助を行います。また、今後の国の動向に応じて適宜補助を実施します。

## ⑬ 多様な主体の参入促進事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していく必要があります。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域との信頼関係が欠かせません。

本事業は新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施するものです。

### <提供体制と確保方策の考え方>

今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援の検討を行います。

## 4. 母子保健計画に基づく指標設定

### (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

指標名	現状値 平成30年値	全国値 平成28~30年値	10年後目標	取組事業名等
低出生体重児の割合	7.8%	10.1%	減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届時に保健師が全数面接を実施し、リスクアセスメントにて必要時支援プランの作成を行う</li> <li>・喫煙についての妊娠届出時のアンケートの実施と保健指導の実施</li> <li>・妊婦健診の費用助成と還付制度</li> <li>・マタニティマークの啓発</li> <li>・母性健康管理指導事項連絡カードの普及・啓発</li> <li>・医療機関との連携と協議</li> <li>・妊婦訪問の実施</li> <li>・出生届出時に保健師による全数面接の実施</li> <li>・要養育支援者情報提供票の活用</li> <li>・養育医療申請者の面接の実施</li> <li>・予防接種法に基づく予防接種の実施</li> <li>・助産師による新生児訪問の実施</li> <li>・保健師による乳児家庭全戸訪問の実施</li> <li>・すくすく教室(離乳食教室)の実施</li> <li>・子育て教室・子育て交流会の実施</li> <li>・2歳児歯科検診での歯科衛生士によるブラッシング指導の実施</li> <li>・よい歯のコンクールへの推薦</li> </ul>
妊娠・出産に満足している者の割合	95.1%	82.8%	98.0%	
むし歯のない3歳児の割合	87.7%	85.6%	90.0%	
妊娠中の妊婦の喫煙率	4.8%	2.7%	0%	
妊娠中の妊婦の飲酒率	0%	1.2%	0%	
乳幼児健診の受診率				
4か月健診	96.8%	95.5%	100.0%	
6か月健診	100.0%	—	100.0%	
10か月健診	96.3%	—	100.0%	
1歳6か月健診	100.0%	96.2%	100.0%	
3歳健診	100.0%	95.2%	100.0%	
小児救急電話相談(＃8000)を知っている親の割合	87.1%	79.8%	90.0%	
仕上げ磨きをする親の割合	78.6%	73.1%	90.0%	
妊娠11週以下での妊娠の届出率	98.5%	93.0%	100.0%	
1歳6か月までに四混の予防接種を終了している者の割合	95.7%	98.8%	100.0%	
1歳6か月までに麻疹・風疹の予防接種を終了している者の割合	98.6%	—	100.0%	



(2) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

指標名	現状値 平成30年値	全国の値 平成28~30年値	10年後目標	取組事業名等
この地域で子育てしたいと思う親の割合				<ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティマークの啓発【再掲】</li> <li>・妊娠届出時父親に向けた冊子を配布し、啓発活動を実施する</li> <li>・家庭訪問、育児相談の実施</li> <li>・御坊保健所との協働による事故予防アンケート・事故予防保健指導の実施</li> <li>・母性健康管理指導事項連絡カードの普及・啓発</li> <li>・すくすく教室(離乳食教室)の実施【再掲】</li> <li>・子育て教室・子育て交流会の実施【再掲】</li> <li>・健診未受診者の全数把握</li> <li>・各種健診での個別相談の実施</li> <li>・各関係機関との連携</li> <li>・地域資源の紹介</li> </ul>
4か月健診	78.7%	94.5%	95.0%	
1歳6か月健診	67.1%		95.0%	
3歳健診	60.9%		95.0%	
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	90.0%	90.2%	95.0%	
マタニティマークを妊娠中に使用したことのあ る母親の割合	32.3%	69.2%	60.0%	
積極的に育児にかかわっていると感じている父親の割合				
4か月健診	67.2%	59.9%	80.0%	
1歳6か月健診	94.1%		95.0%	
3歳健診	70.0%		80.0%	
乳幼児健診の未受診者の全 数の状況を把握しているか	把握している	把握している	継続	
事故予防対策を実施し ているか	55.7%	46.5%	80.0%	

(3) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

指標名	現状値 平成30年値	全国の値 平成28~30年値	10年後目標	取組事業名等
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合				<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診の実施</li> <li>・経過観察健診の実施</li> <li>・発達相談の実施</li> <li>・家庭訪問、育児相談の実施【再掲】</li> <li>・各関係課との連携強化</li> <li>・御坊保健所との連携強化</li> <li>・専門病院、療育機関への紹介と連携</li> <li>・保護者向け講演会の案内</li> </ul>
4か月健診	85.7%	13.0%	95.0%	
1歳6か月健診	94.1%	23.9%	95.0%	
3歳健診	70.0%	33.8%	95.0%	
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合				
1歳6か月健診	92.9%	89.4%	100.0%	
3歳健診	88.5%		100.0%	

(4) 妊娠期からの虐待防止対策

指標名	現状値 平成30年値	全国値 平成28~30年値	10年後目標	取組事業名等
子どもを虐待していると思う親の割合 「しつけのし過ぎ」「感情的に叩いた」「感情的な言葉で怒鳴った」等と回答した方				<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診の実施【再掲】</li> <li>・健診未受診者の全数把握【再掲】</li> <li>・経過観察健診の実施【再掲】</li> <li>・妊娠届時に保健師が全数面接(被虐待歴やDVを受けた有無などを聞き取り)を実施し、必要時支援を行う</li> <li>・妊産婦への家庭訪問、育児相談の実施</li> <li>・妊娠中の教育の必要性(孤立しない支援、乳幼児揺さぶられ症候群の予防の啓発)</li> <li>・新生児訪問、乳児家庭全戸訪問の連携強化</li> <li>・母子保健連絡協議会(出産医療機関と御坊保健所管内1市5町との調整会議)の開催</li> <li>・虐待防止の啓発活動(チラシ配布、ポスター掲示、相談窓口の普及)</li> <li>・虐待リスクアセスメントシートの活用</li> <li>・関係機関との連携強化</li> <li>・要保護児童対策協議会への参加</li> <li>・子育て教室・子育て交流会の開催【再掲】</li> <li>・子育て教室・子育て交流会での虐待予防の啓発</li> <li>・DPDS、赤ちゃんの気持ち指標を活用して相談につなげる</li> <li>・思春期ふれあい体験学習の開催</li> <li>・関係機関での情報共有</li> <li>・社会資源の情報提供</li> <li>・定期的な事例検討の開催</li> </ul>
4か月健診	6.5%	7.9%	0%	
1歳6か月健診	17.1%	19.7%	0%	
3歳健診	38.1%	38.9%	0%	
乳幼児健診の受診率(再掲)				
4か月健診	96.8%	95.5%	100.0%	
6か月健診	100.0%	—	100.0%	
10か月健診	96.3%	—	100.0%	
1歳6か月健診	100.0%	96.2%	100.0%	
3歳健診	100.0%	95.2%	100.0%	
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	100.0%	97.3%	100.0%	
対象家庭すべてに対し乳児家庭全戸訪問を実施しているか	継続	実施している市町村 99.6%	100.0%	

## 第6章 計画の推進体制と評価・検証等

### 1. 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野でのかかわりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、医療機関、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

### 2. 情報提供・周知

子育て支援に関する情報及び利用方法等の情報提供・周知について、日高川町では、広報紙や町のホームページ、子育て支援センター等から発信する情報誌等により、住民の方々に情報提供及び周知してきました。

今後も、子育て支援事業にかかわる情報について、住民の方々への周知及び啓発に努めます。

### 3. 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況及び各種事業の需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、必要に応じて公表します。

# 巻末資料

## 1. 日高川町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、日高川町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成25年9月20日公布)

## 2. 日高川町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

種別	氏名	所属	役職等	備考
学識経験者	原 孝文	日高川町議会	議員	
	林 保行	かわべ西学童クラブ なかつ学童クラブ	代表	会長
	花光 嘉子	認可外託児所 さくらんぼ	代表	副会長
福祉関係者	玉置 玉緒	主任児童委員	日高川町 民生委員児童委員協議会	
	垣内 祥志	主任児童委員	日高川町 民生委員児童委員協議会	
	玉置 澄子	主任児童委員	日高川町 民生委員児童委員協議会	
	田中 博子	主任児童委員	日高川町 民生委員児童委員協議会	
学校関係者	倉 昌宏	日高川町小学校長会	会長	
	西山 明典	日高川町 PTA 連合会	会長	
	宮西 紀行	教育課	参事(指導主事)	
保育所関係者	西川 達夫	かわべ保育所保護者会	会長	
	室 敦之	なかつ保育所保護者会	会長	
	田中 雅之	みやま保育園保護者会	会長	
	吉村 永子	かわべ保育所	所長	
	橋爪 富士子	なかつ保育所	所長	
	岸 眞美	みやま保育園	園長	
保健師	尾崎 久美	保健福祉課	主幹	

---

## 日高川町第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行：日高川町

編集：日高川町役場 住民課

〒649-1324

和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地

TEL 0738-22-1701 FAX 0738-22-9683

---